

1. 議事日程

〔令和7年第3回安芸高田市議会 9月定例会第9日目〕

令和7年9月16日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田一磨	2番	佐々木智之
3番	熊高慎二	4番	浅枝久美子
5番	小松かすみ	6番	南澤克彦
7番	山本数博	8番	新田和明
9番	山根温子	10番	児玉史則
11番	大下正幸	12番	熊高昌三
13番	宍戸邦夫	14番	金行哲昭
15番	秋田雅朝	16番	石飛慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

13番 宍戸邦夫 14番 金行哲昭

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	藤本悦志	副市長	杉安明彦
教育長	猪掛公詩	危機管理監	神田正広
総務部長	新谷洋子	総務部政策統括監	佐々木満朗
企画部長	高下正晴	市民部長	内藤道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志	産業部長	小櫻静樹
建設部長	佐々木宏	消防長	吉川真治
教育次長	柳川知昭	総務課長	玉井郁生
秘書広報課長	山本裕子	財政課長	沖田伸二
政策企画課長	黒田貢一	選挙管理委員会委員長	山平弥生
選挙管理委員会事務局長	大崎健治		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤 誠	事務局次長	國岡 浩祐
総務係長	日野 貴恵	主事	波多野 奈美

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、13番 宮戸議員及び14番 金行議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○石 飛 議 長 日程第2、先日に引き続き一般質問を行います。一般質問の順序は、通告順といたします。それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番 佐々木議員。

○佐々木議員 おはようございます。2番 佐々木智之です。1日目の一般質問に続き、緊張感持ちながら質問をさせていただけたいと思います。

通告に基づき、大枠3点伺います。

まず一つ目、安芸高田市外の関係創出について伺います。

令和7年第2回定例会でも質問をさせていただきましたが、二地域居住といった安芸高田市外の方との関係を広げていくことが、関係人口の創出、市外との関係創出、本市の認知度向上、さらには拠点として活動する人が増えていくことで地域のにぎわいにつながると考えます。

二地域居住に合わせて、田舎留学という取組があります。こちらはお試し移住体験として、家族全員が一定期間地方で暮らす取組です。滞在期間中、大人は仕事をし、子どもは市内の学校に通い、安芸高田市民と同じように生活をします。

まず一つ目の質問です。

二地域居住、田舎留学とも、受皿となる住居が必要になりますが、市内の空き家を活用していく方法もその一つだと考えます。

令和7年第1回定例会で自身が質問した空家等管理活用支援法人の指定基準の進捗を伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おはようございます。それでは、佐々木議員のお答えをいたします。前回の答弁と同様となるんですけども、現状、空家等管理活用支援法人の指定基準を定める必要がある状況には至っていないのかなと思ってお

ります。

この制度の狙いは、空き家が活用される状況にしていくために民間事業者を空き家等管理活用支援法人に指定し、空き家活用を推進するものと捉えています。

現状の安芸高田市においては、空き家バンクの登録、成約とともに県内でも良好な成果を上げております。具体的には約60件の登録があり、40件の成約に至っているという状況です。

空き家活用においては、適切な仕組みをつくることができると考えておりますので、空き家活用の仕組みをつくるに当たっては、既に様々な事業者と連携しており、この制度をあえて利用する必要性をあまり感じていないのが現状です。

また、制度導入によって新たな基準の管理や事務手続を増やすことになり、連携する事業者にも負担を強いる可能性があることも危惧をしています。

今後、制度導入のメリットを感じられる事例が分かつたり、市の空き家活用で新たな展開を検討する際に必要と判断に至ったとすれば、検討に入っていきたいなと考えております。

先日も三次市、庄原市、北広島町、安芸太田町、安芸高田市の県北部を対象に、広島県宅建業協会の行政懇談会というのもありました。

これ、宅建業界のほうが初めて今回やられた事業ですけども、この中に各市町の担当者、空き家担当が一堂に会して、そういう現時点での各市町の取組状況というのがありました。

その中で、この新法人の取組というのは具体的にはなかったんですけども、これに類するか、庄原のほうが何か任意の団体をつくられて取り組んでおられたということがありましたんで、その辺の情報も取ってみたいなということで今日おります。

以上です。

以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

事務手続等のなかったものからつくられるというところで、大変さつていうところは理解するところではあります。また、広域でも、そういうところに空き家等管理活用支援法人というところが広がっていないというところで、安芸高田市として、まだそこに至っていないというところの考え方も理解できるんですけども。ちょっと市内において、この空き家等管理活用支援法人に積極的に取り組んでみたいなという団体の意見を聞きまして、この要望があればというところで、過去の答弁でいただいていたんですけども、そういったところで、ちょっと改めてにはなるんですけども、市内のほうからそういったところの意見がありますよというところを踏まえて、今後の活用に関してお伺いします。

○石飛議長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

現状、安芸高田市の空き家の活用、バンクについては、良好と言っておるんですけど、これは空き家バンクに登録された件数であって、登録されてない空き家というのはまだたくさんあるわけで、そういう意味で、今御紹介いただいた、市内にそういう取組をしてみたいという団体がおありであれば、担当課のほうへぜひ相談をしてもらえれば、それによってまた流れといいますか、方向性というのも一緒に考えていくければという思いであります。

以上です。

○石飛議長

答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

あわせてなんですけども、二地域居住に関する特定居住促進計画と特定居住支援法人についても、やっぱり自分のほうが第2回の定例会で質問をさせていただきまして、そのときの答弁が、総合計画の作成の進捗と併せながら庄原市ですね、ヒアリングの内容を含めて検討していく必要があると。で、時間もかかるというところの答弁だったんですけども、そちらについても、現在の進捗についてお伺いします。

○石飛議長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

その件についても、まだちょっと総合計画のほうが形となっておりませんので、検討はできておりません。また引き続き、時間をいただきたいと。

○石飛議長

答弁を終わります。

佐々木議員

○佐々木議員

総合計画が形になっていないというところに関してなんですけども、今回の議案にも上程されてました総合計画の内容っていうところには含まれていないということでしょうか。

○石飛議長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

今回議会のほうに上程しますのが、総合計画の基本構想というところになります。今後20年を見据えた形でのかなり広い提示になっておりまして、具体的な施策というところを、そこに織り込むようなものになっておりません。

で、今の取組について、具体的に方向が見えるものというふうなことで言いますと、基本計画、これは4年間でどういったことをやるかというのを、これをある程度具体的なもので示していくことがあります。これについては、今のところは12月までにその意見を取りまとめて、ちょっと年内めどでパブリックコメントも含めて終わる形で考えておりまして、1月の全員協議会で、できれば皆さんの方にお示しをしたいとい

うふうに考えているものです。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

ということは、もし、この特定居住促進計画、特定居住支援法人などの取組、どういうふうに具体的に進めていくかというところも、1月のほうで聞くことができるってということで合ってますでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

これも具体的にその取組を進めるということを総合計画のほうに言葉として書くものになるかどうかというと、ちょっとそこまでは書き込まないと思います。

定住とか関係人口づくりっていうのをどういうふうに考えるかということを、その基本計画の中に書いていって、その中の具体的な取組として、その施策というのが今後入ってくるというふうなことになると思います。

で、その取組について、具体的にやるかどうかということでいきますと、また、その基本計画とは別な形で、これについて取り組むことにしますというふうなことをお話しするようなことが別なタイミングであるんじゃないかなというふうに思っています。

それが、新年度予算のところになるか、もう少し後になるかっていうのはちょっと今のところは分かりかねます。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

ちょっと空き家のほうは3,000人を超えてきてますんで、何か早急に手だてを打っていかないと、まず実際、人口が減っていく中っていうところで、どんどん増えていくような想定もできますので、取り組んでいっていただきたいところではあります。

次の質問に移ります。

文部科学省のホームページ記載の内容を少し引用させていただきます。

保護者がほかの市町村の学校に就学させようとする場合、住所の存する市町村教育委員会との協議に基づき、ほかの市町村の教育委員会が受入れを承諾した場合は、就学すべき学校を変更することが可能、区域外就学のことです。

また、これに関連し、地方への一時的な移住や二地域に居住するような場合も、教育上の影響等を留意しつつ、この区域外就学の手続を活用すれば、就学指定校と他市町村の学校との間を行き来するようなことも可能というのがあります。

この制度を使うと、二つの拠点のそれぞれの教育委員会での協議により受入れが承諾されれば、1か月などの短期間でも別に地域の学校に通

うことが可能になります。

で、全国の事例としても、長野県や愛媛県などでも使用されている例があります。区域外就学制度を活用することで、滞在中の子どもが市内の学校へ通うこともできると考えますが、市として活用していく考えがあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 就学区域の変更については、本市に住みたい、あるいは一定期間滞在したいという希望者が安芸高田市教育委員会に申請をされた上で、本市教育委員会から居住区域の教育委員会へ区域外就学の協議をかけることになります。

この場合、他市町の教育委員会の意向・判断基準により、変更が決定されるということですので、それを受け、今度はこちらの教育委員会のほうでそれを受け、また決定をするということになります。これまでの通常の事務手続に基づいて、これは実施をしていきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

○佐々木議員。

この協議の際には、対象となる区域外就学制度を使って学校に通いたいっていう御家族の面談等との、こういった手続の中で面談とかっていうところもあるものなんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 申請者のほうでの協議となりますので、直接の面談というのは実施をしておりません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

○佐々木議員。

二地域居住を長期で行う場合、小学校や中学校っていうところは区域外就学制度の対象になると思うんですけども、保育年代の手續っていうところは煩雑であるという事例が挙げられています。

実際、本市と森の幼稚園などをを利用して自然の中での学びを体験できるなど、民間と力を合わせて複合利用していくことで促進できるかなというふうにも考えるんですけども、安芸高田市としてどのような人たちに移住してもらいたいと考えているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

○藤本市長。

安芸高田市に居住していただきたいことは、やはりこれからの、この今人口減少、高齢化が進んどる、この厳しい条件の安芸高田市にあえて来て、一緒に、この市を守っていこうという、やはり力強い思いは最低限持っていただきたいなという思いです。

その後、今まであった、この安芸高田市の歴史とか、そういうのを踏まえながら、変えるところは変えていくという取組も今当然やっていく必要があると思ってますんで、そういうたとこでしっかりとアイデアなり活動に参加していただけるような方に、ぜひお越しいただきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

おっしゃるとおり、安芸高田市自体は便利ともなかなか言えない部分もたくさんあるかなというふうに思いまして、ただ、それでも来てもらう、来たいなっていうふうに思うのは、やっぱり人のつながりもそうですけども、何か魅力があってとか、ここで自分だったら子育てをしたいっていうふうに思ったりっていうところの、何かきっかけがあってのことだと思います。

そこ、人とのつながりとか、そういうたきっかけっていうところを、まあサポートじゃないんですけど、受け入れられる器っていうのをつくっていくのが行政なのかなというふうにも考えます。

幅広い世代に対応した取組としていくために、今後どういうふうに取り組んでいこうと考えるか、再度お伺いします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

おっしゃるとおりですね、安芸高田市に全てのものがそろってるような現状でありません。厳しい状況の中であえて安芸高田市で一緒に仲間となってやっていこうという思いですんで、当然、各地域に住んでいただくようになると思います。

その中で、そのきっかけが人とのつながりで、例えば高宮町の人とのつながりがあって高宮に移住していこうという人もいらっしゃれば、やはり周辺の方々としっかりとコミュニケーションを取ってもらう。受け入れる方もそういった体制を取らなくてはいけないので、そういう意味で、今各支所の見直しというのに取りかかっております。

その中には集落支援員も入りますし、そういうた中でそういうた定住移住を希望される方との橋渡しをしてもらうということも当然、集落支援員の方にも求めていくようになると思いますし、今住んでおられる方もですね、やはりそういう地域に入ってこられる方をやさしく迎え入れていただき、一緒にやっていくという、やっぱり気持ちも常に持つていただきたいとく必要があると思います。そういうた意味で、ここはきついですけど、よそ者扱いするような環境でなく、しっかりとそういうた思いの方は気持ちを寄り添っていただき、一緒にやっていくという流れをですね、こういう振興会あるいは支所機能の見直しの中で、もう一度見つめ直していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

次の質問に移ります。

高校においては、地域みらい留学という取組があります。主に、都市部の中学生が地方の公立高校に進学し、その地域で生活をしながら3年間学ぶというものです。

2019年度の開始から留学生数は累計で4,000人以上、2025年度は参画する高校数が過去最大の169校となっています。

広島県内では4校登録されています。

この地域みらい留学は地域密着的な活動ができる、偏差値によらない学びが得られるといった特徴があり、本市においても、すみません、こ2校の県立と書いてあるんですけども、対象となるのは1校、向原高校のみなので、向原高校とさせてください。向原高校が地域みらい留学先になれば学校の認知度向上につながると考えるため、運営先である一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームに働きかけていきたいと考えています。

この制度を利用するには、まず自治体から希望することが必要で、高校と自治体と共同で登録していく流れとなります。

地域課題に向き合い高校生活の3年間を安芸高田市で過ごす高校生が増えることは市にとっても有益だと思いますが、考えを伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

御指摘のとおり、地域みらい留学事業のコンセプトはですね、本市の向原高校については合致していると感じております。

県内4校ということで加計高校とか、加計高校の芸北分校、大崎海星高校ですかね、それと西条紫水の4校が今登録されていると伺っておりますんで、こういったことについては、やはり向原高校を残す意味では、存続の意味ではいいコンセプトだと思いますんで、これ行政と活性化協議会でしたかね、地元の地域の協議会がありますので、そちら、あるいは学校とも話をしながら向原高校で取り入れる可能性がありましたら、積極的に取り組んでいきたいなと思ってますんで、私としても高校の魅力化の一環として前向きに働きかけていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

あわせてなんですけども、広島県教育委員会は2024年度から1学年1学級の小規模な県立高校の活性化に向けた支援を拡充している状態です。

各校が生徒確保の取組などに使える経費を1校当たり年間200万円に増

額し、活性化策を助言するアドバイザーを県教委に配置するというもの

です。

運営先であり一般財団法人地域魅力化プラットフォームに、この地域  
みらい留学について確認したところ、既に今年度、向原高校へはアクシ  
ョンを起こされたというふうに伺いました。そのとき、高校側は市内及  
び市周辺からの学生の募集に注力するという回答で、保留としているそ  
うです。

市として高校の生徒募集の取組について把握されているか、確認を伺  
います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

お答えをいたします。

向原高校のですね、現状の厳しさは皆さんご承知いただいておりま  
すとおりです。

佐々木議員におかれても、先ほど来の質問も、それと提案も、そのこ  
とに対する議員としての取り組む必要性を訴えていただきとるんだろう  
と思います。

先ほどの県教委からのアクションに対する向原高校のお答えという部  
分をつぶさに把握はしていませんけれども、今、向原高校は、取り組も  
うとされていること、そして向原高校の活性化協議会、それとO Bで構  
成される同窓会の組織があるんですけども、桜窓会と言うんですけども、  
そういう団体とですね、一緒に考えて取り組まれようとしている  
ことというのは、放課後の塾とかですとか、あと、下宿を確保するとか  
ですね、で、これらの中に具体的にはハンドボールの部活を目指して來  
ていただけるというところの、こう可能性をですね、いろんなところを  
回りながら協議をして、また来年に向けて、いろいろ取組をしていただ  
いております。

で、まずはその分を行政としてはしっかりと把握して支援できること、  
あるいは人的に支援をすることなどがあれば、そちらのほうを、まず優  
先さすべきかなというふうに思っております。御指摘の向原高校がどの  
ように、今、県教委のほうに具体的に回答されたのかというのを聞いて、  
また、それに対して市として参画していく、あるいは意見交換をしてい  
くというところが大事なのかな、そこから進めるべきかなというふうに、  
今は思ってます。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

佐々木議員。

はい、おっしゃるとおりかなというふうに思います。

取り組まれていることっていうのは、毎年、恐らくあると思いますん  
で、この地域内留学っていう一つの選択肢があるっていうところを広く

知つてもらえたならなというところの思惑もありました。

そういういたところでいけば、今後の活用を考えてもらいたいというところもありますし、実際、この地域みらい留学を生徒募集をかけるとしても、今からだと、令和9年度にかかる入学生を求めるというところになるので、来年の話には結局ならないというところで、今やられている活動っていうところで生徒募集っていうところを取り組んでいきながらですね、存続に向けて活動していかないといけないのかなというところは思うところです。

地域内留学自体は全国から応募できるメリット、また認知度はですね、日本全国の一つのホームページとして見れる環境の中に入るっていうところで、費用対効果としては大きいのかなというふうに考えています、今後そういういたところ、向原高校と共同で考えていくっていうところを主として地域内留学に関してですけども、再度お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

佐々木議員のおっしゃるとおりだと思います。今、4校登録されてますけども、やはり県外からの生徒がかなり来るとということも、芸北で言えば、ライフルで射撃でしたかね、そんなに全国から生徒が応募して、ほとんどが、まず人数割合で言えば、県外のほうが多いというような状況も伺っていますので、そういう効果が出るということも十分認識をしておりますので、この事業に乗るというのもしっかりと地元の活性化委員会等も含めて協議をして進めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 大枠2つ目に移ります。

子どもの仕事体験についてです。

タブレット導入（G I G Aスクール）や探究学習（P B L）を踏まえ、現代の子どもの学び方は進化しています。デジタルネイティブ世代である子どもたちは多くの情報、世界中の情報に触れる機会が学びの中にあります。そういういた環境の中で、ネットの情報だけでなく、実際に体験する大切さも再認識されているのではないでしょうか。

社会の仕組みを体験することで学ぶことができれば、今の学びにも具体性が出るなど、いい効果があると考えています。

1つ目の質問です。

学校での学び以外に、仕事を体験する機会など経験できる子どもにとって貴重な経験だと考えるんですけども、市の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛 教育長 議員御指摘のとおり、実際の仕事を体験することは、子どもたちにとって社会に出たときはもちろん、進路を選択する上にも重要な経験だと感じています。

本市の場合、小学校では市内事業所への社会見学等を実施、あるいは中学校においては職場体験活動を総合的な学習の時間に位置づけ、2025年度は全ての中学校で3日から5日の体験活動を実施しています。自身のキャリア経験の一環として主体的、探究的に進めていくことで学びを深めていくという取組を実施しているところです。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 既に取り組まれているということで、市の考えのほうも理解できました。

次の質問に移ります。

一方で、企業の担い手不足も併せて問題となっている中で、安芸高田市の企業を知ってもらう機会として、かつ子どもが仕事を知るきっかけとして地域まるごと職場体験といったような取組ができると面白いと考えています。

安芸高田市で就職することで人口流出抑制にも寄与するを考えますが、市の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

子どものうちから本市の企業について知り、本市で働くということは暮らしのイメージを持つ機会をつくることというのはですね、将来の安芸高田市の担い手づくりにもつながると考えますし、本人の成長のためにもとても大切なことだと思います。やっぱり、子どものときのそういう体験が将来の仕事にもつながると思いますので。

御紹介をいただいた地域まるごと職場体験は、子どもにとっても地域の企業にとっても興味深い取組だと思います。

しかし、本市の場合はですね、小学校では、さっきも教育長のほうからありましたように、市内事業所への社会見学、そして中学校では既に職場体験活動を実施している実態もあります。まずは、この取組を充実させたいと考えております。

そういう中で、やっぱり子どもというのは、このせっかくの機会ですのでお客様扱いみたいな職場体験でなく、本当にあなたが必要なんだというような企業側の気持ちが伝わるような職場体験になると、やはり、成果もまた増えてくると思います。どうしても何日間かの期間を過ごす企業のほうも、けがなくとか、そういうトラブルなくいうような形で、どうしても控えめなところも出てきてかもしれませんので、そこはしっかりと大切な人材なんだよというような思いで、しっかりとその体験をさせ

ていただければ、効果も出るんかなという思いは個人的にしております。  
以上です。

○石 飛 議 長  
以上で答弁を終わります。  
佐々木議員。

○佐々木議員  
おっしゃるとおりで、本当に大事な人材っていうところの意味合いもあるので、企業側もやっぱりリスクじゃないんですけど、懸念することはありますし、一方で、子どもたちには多様な職場っていうところがあるということで、知るというきっかけになることは本当に大切だというふうに考えています。

社会見学っていうふうになると、見るっていう、手を動かすとかではなく、実際見るだけっていうところになって、これ実際、情報化社会の中でいったら、それこそ動画サイトとかでも、まあ調べれば見れてしまうっていうような世の中になってきていて、やはり自分で体験するっていうところの大切さっていうところは大きいのかなというふうに考えています。

参考になる事例としてキッズダム広島という活動をしている団体があります。こちらは過去広島で行われていた子供の仕事体験イベントっていうのがコロナ禍で中止になったものを再度復活させようというふうに取り組んでおられる団体で、広島県の企業が出店し、子どもたちに体験を体験してもらうというプログラムです。

こちらは広島県全体の取組なんんですけども、それが安芸高田市版として開催することで、市外からも参加者が来る、なので市内だけの子どもたちについてということではなくって、市外の方にも安芸高田市にある企業さんの情報というところをつかんでもらうっていうところにも、機会としてよいのかなというふうに考えています。

実際、安芸高田市に住みながら市外に働きに出てる人っていう方もいらっしゃいますし、また、その逆もあります。市として企業の継続性を考えていくときには、近隣市町と協力して取り組む必要があるのかなというふうに考えております。

ただ、安芸高田市が先導となって協力していくことで、今後の子どもたちの仕事体験というところも含めてですけども、人口流出を抑制したりとか、企業の存続っていうところも含めて効果が出てくるのかなというふうに考えています。

で、改めて、施政方針のほうにありましたが、がんばる産業はまちの原動力というふうに考える市の考え方に基づく具体的な動きをお伺いします。

○石 飛 議 長  
答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長  
がんばる産業を応援するということで、マニフェストでお話をさせてもらっております。

安芸高田市には工業会というのがあります。そして、我々が知つとる会社以外にもですね、本当にいろんな技を持っておられる会社、工業もたくさんあるということは、私も市長に就任させてもらってから知りました。

そういう意味で、そういう会社あるいは商工会もありますけども、そういうところとしっかりと連携をしてですね、本当に、まだ皆さんの認知されてないような分野が本当にありますんで、そういうところをしっかりと安芸高田市の誇れる工業として表にしっかりとアピールをして、そういうものを、やっぱり子どもたちがこういった社会職場体験等で知り得て、そして就職をするときは市外でなく、市内にこういった会社があるから、そこに就職をするという自然的な流れができるような取組をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

連携とPRというところで、とても大事な動きだと思いますので、期待しております。

大枠3点目に移ります。

森林整備・活用についてです。

安芸高田市の森林整備についてお伺いします。

前回の第2回定例会で、同僚議員から落ち葉の堆肥化など、森林資源の活用検討が質問されておりましたが、市面積の約80%森林である本市において、担い手不足などの課題があり、手入れや活用が行き届いていないというところが現状かなと思います。

森林の手入れをする人が増えると、シカやイノシシ、熊といった獣が住居地域に出てくることが抑制できると考え、中山間地域に住む市民にとっても大切なことだと考えております。

1つ目の質問です。

市が定める森林整備計画は10年の経過期間のうち半分がたちました。

2025年4月に見直しが行われた森林整備計画に期待されている方針について、現状の取組に関する評価と課題について伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

令和2年の4月1日付で策定をしました市の森林整備計画の課題等踏まえ、今年の4月1日付で、今後向こう10年間の計画を策定しております。

全計画からの課題として捉えて変更を追加した主なものについてはですね、近年増加して山間部への太陽光発電施設工事の際の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく技術的基準を準拠させること、また造林をする際の鳥獣植栽本数を、杉ヒノキは1ヘクタール当たり1,500本からに

下げました。

前回、計画を低密度にすることにより、コスト削減等を目指すこと、さらに、本市の大きな課題である林業を従事者の育成や、その裾野の拡大を図ることを明記したところです。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

見直しがされた森林整備計画の中で、ちょっと自分が気になった部分でいきますと、私有地対象面積の厳格化というところが気になりました、旧計画では1ヘクタールを超える面積の伐採に対して周知対象でしたが、新計画では0.5ヘクタールを超える面積の伐採が周知対象となっており、小規模な伐採でも周知が求められるようになったというところで、こちらの見直しについて、どういう方針なのかというところをお伺いします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長

先ほどの質問にお答えします。

計画のほうなんですけれども、見直しのほうは主に県の計画のほうに沿って見直しをさせていただいています。

で、周知の面積については、より狭く周知することを明記したもんでございます。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

この周知面積の厳格化について、個人的には、皆伐と言われる、要は広い面積を一気に伐採してしまうっていうことに一定のブレーキをかけるためなのかなというふうに捉えたんですけども、この森林整備計画の中で、そういう周知面積の厳格化とかっていうところを含めて考えたときに、皆伐施業っていうところを進めていくのか、長期的に間伐を行っていく、多間伐施業っていう方法を取るのかっていうところで、市としてそういう方針があるのかお伺いします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長

今の市の方針ですけれども、それぞれあると思います。全体的に皆伐をしていかなければならぬこともありますし、中には細かいところ、小さいところというのは間伐で対応するところもあるんですけども、また間伐をする場合はそれに対応する、面積がないと、少ない面積を間伐をすると、残すといつても、そんなんはならないんで、それを計画的にできるような規模は必要かなと思います。それぞれによって対応はしていくべきだと思っております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

はい、そうですね、多間伐施業に関しては広い面積が必要ということなんですけども、先ほども言いましたが、市自体が、80%が森林なので、広い面積は恐らく有しているんじゃないかなというふうに思っていて、そのまとめていくことと管理していくことっていうところが、しっかりとできていけば、多間伐施業というところでもやっていけるんじゃないかなというふうには考えております。

次の質問に移ります。

本市においても、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、現在は里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金として、こちらは令和4年度の誤記になります。令和4年度まで事務事業として取り組んでおられたが、現在は取り扱っていないという認識です。市として、今後活用していくのが望ましいと考えますが、伺います。

○石飛議長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

お答えをいたします。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、令和4年度まで取組団体があり、その追加支援を行ってまいりました。

現在、類似の事業メニューがひろしまの森づくり事業にあり、こちらを利用されている団体が1団体あります。

今後も、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業、現在で里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業に限らずですね、様々な事業についてホームページ・広報誌等を通じてPRを行い、里山林の整備・活用に取り組む活動組織等を支援していきたいと思っております。

以上です。

○石飛議長

答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

この対策交付金に限らずというところでの答弁だったので、森林整備っていうところに関しては、雇用というか、産業としても成り立っていく土壌があるのかなというふうには考えていて、そこに過去の歴史の中で、林業をする人がかなり減っているっていうところで、先ほどの子どもの仕事体験にも通ずるところがあると思うんですけど、まず林業というものを知らない子どもたちが多くいるっていうところも、一つは担い手不足につながっていくのかなというふうに考えています。

そういう意味でも、市として森林整備に関する取組、事業に関しては幅広くやっていただければなというふうに思うところではあるんですけども、森林整備、ちょっと広い意味のことにはなりますけども、森林整備を踏まえて、市の里山林というところをどのようにしていきたいかというところの考え方をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 市の面積のほとんどが森林という安芸高田市です。その主は、やっぱり森林組合あるいは営林署ですかね、国有林であれば、営林署の方々に担ってもらってる。そこは人材不足ということで、先ほどもあったように、子どもの頃から自分の山も分からぬ今のような状況です。

そういう中で、子どもが、やっぱり山について触れる機会もないんで、これは教育の分野になりますけども、ふるさと教育の中で山、森林、この、やっぱり面積のほとんどを持っている、この山についてですね、しっかりと教育の中で伝えていくということも必要でしょうし、市民の皆さんも自分の山をですね、自分の子どもに伝えていくというような取組は、今は多分ないんではないかなと。僕らのときは、子どものときはおじいちゃんがですね、自分の山を連れて歩いて、境林はこれだよとかいう話もあったんですけども、そういうのも、今は多分ない世の中になってるんだろうと思いますので、そういうところも、やっぱり市民の皆さんも意識をしていただきたい、そういうところに、やはり市の啓発というのが必要だと思います。

そうはいっても、林業に関係される方の従事者の人口は減っています。森林組合の方も大変人材不足で、処理しなきやいけない山はあるんだけども、人手が足らないんで追いつかないという状況なんで、そういうところはどういうふうに人材を確保していくかというのも、担当課と森林組合ともお話をしている現状です。まあこれは広域化も含めて必要となると思いますし、移住、定住をされる方の中で、その特定の森林分野について興味を持っていただいた方に来ていただき、従事してもらうということも、もう何人かは今いらっしゃるようなふうですけども、そういうところの好事例もしっかりと宣伝をしながら、増やしていきたいなというふうにして、やはり里山を守っていくというのは必要な取組ですねで、市のほうも、その事業については優先順位をつけながら、支援できるところはしていくという形で進めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 次の質間に移ります。

林業のことを知る機会として、自伐型林業推進協会の中嶋健造氏の講演が安芸高田市でも開催されます。この方は高知県から林業を始め、日本人に小規模な林業を推進されている方なんですけども、10月4日に、そのフォーラムがあります。このフォーラム自体にも、ぜひ多くの方に参加してもらいたいというふうには考えております。

このフォーラムでは、サブタイトルとして防災という観点から山の手入れの仕方や手法について知ることができる機会となっています。

安芸高田市で林業に携わる人を維持していくために、今後どのように取り組むか、ちょっと先ほどの分と改めてになるかもしれないんですけども、考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほどの繰り返しになるかもしれませんけども、本市の総面積の8割、4万2,000ヘクタール余りが森林となります。大型林業経営体の育成が大きな課題だと認識しております。

一方で、林業経営体では整備できない山林も多くあるというのが現実ですので、自伐型林業等を推進する必要も一方ではあるんだろうというふうに思っております。

いずれにしても、林業がなりわいとして、成り立っていくような施策を講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 2025年の3月には森林整備木材活用されている団体の方々と対話集会、市長の対話集会という形で実施をされており、その中、報告書という形、文面で見たんですけども、市長から発信されている言葉っていうところに森林整備を協力して進めていくこうという気持ちが個人的にはやや弱いのかなというふうに感じてしまいました。

ぜひ、先ほどの答弁にもあったように、資源として見ると、多様にある、この森林というところ、先ほどもあったように大型林業家のほうで対処しきれない山っていうのが、やはり安芸高田市にはたくさんあるというふうに思ってますので、一人一人とは、まあそこまで細かくとは言いませんけども、携わる人っていうところを少しでも増やしていくっていうところで、今後、安芸高田市の山の、ひいては景観につながってくると、個人的には思ってます。きれいな景色が残っていくっていう安芸高田市をつくっていくために、今後の思いを最後伺って、質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 文面から私の思いが若干薄いように感じるという御指摘でした。その辺はちょっと考えなきゃなというふうに思っております。

いずれにしてもですね、里山の整備、森林の整備というのは、この景観の部分も当然ありますし、鳥獣害対策という部分でも必要になっております。

そういう意味で、今度は整備した木材をどのように有効活用していくか、建築資材ばっかりにはならんと思いますので、そういう意味で

はバイオマスとか、いろんな部分につながってくるんだと思います。

そういうところも総合的にですね、考えて、一番の、やっぱり課題は従事者の増といいますか、増やしていくというところが一番の大きな目先の目標にはなると思いますので、その辺のところはいろんな形で森林組合、営林署、あの辺も含めてですね、考えていくように思います。

その次に、そういう景観を守るとか、木材の有効利用というのにつながっていくと思いますので、ひとまずはそこの関わっていただく方を増やすというところに力を入れていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

以上で、私の一般質問を終わります。

○佐々木議員

以上で佐々木議員の一般質問を終わります。

ここでおおむね1時間が経過しましたので、11時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

13番 宍戸議員。

○宍 戸 議 員

13番 宍戸邦夫でございます。

大枠2項目、通知をしております。

まず1項目め、人口減少と労働力不足について質問をいたします。

この件については、先ほど同僚議員、佐々木議員からも質問がありましたが、大きく関わる問題じゃないかというふうに思います。

安芸高田市において、人口減少に追い打ちをかける若い世代の転出超過と労働力不足は市全体の構造的な衰退につながるとともに、農業などのづくり産業を維持できなくなるだけでなく、教育、福祉、医療、介護など全ての市政に関わる問題であり、その防止に当たっては、将来の安芸高田市にとって最大の課題ではないかと思います。

そこで、次の質問をいたします。

(1)若い世代に安芸高田市の産業の魅力を伝え、地場産業への貢献といった労働へのやりがいの浸透を図り、例えば給付型のふるさと奨学金制度の導入など、市の魅力を向上させることができることが安芸高田市内で働き、住み続けたいと思うことにつながるのではないかと思います。

市長の見解をお伺いいたします。

○石 飛 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

宍戸議員の質問にお答えいたします。

現在、若い世代向けに行っている取組としては、先ほどの佐々木議員の答弁で触れましたように、中学生向けの職場体験のほか、高校生向けには市内企業の合同説明会を実施しております。

また、教育委員会では、卒業後、安芸高田市内に居住したときの奨学金返還免除制度についても、2017年度から運用を始めております。

御指摘のとおり、人口減少に加えて、若い世代の転出超過が進むことによって、市の労働不足は大きな課題となっております。さらに対策を講じていく必要があるのではないかということは思っております。

以上です。

○石飛議長

以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員

これは今の安芸高田市の現状を見てみると、安芸高田市地域福祉計画第2次計画期間が2025年から2029年ということになっております。それを見ますとですね、10年前から比べると、15歳から64歳の人口がですね、3,360人減っております。それから、5年前から比べますと、1,158人ということになっております。

その点、高齢者の方々、65歳以上の人ロ減少は、この10年で、推計ではあります753人、5年間で465人、それから14歳以下の人口が10年で1,112人程度、それから、この5年間で507人と、15歳から64歳の世代が、大幅に減少しておるわけです。

そして、この将来の5年間、2030年では、15歳から64歳までの人口が1万588人と902人減少。それから、14歳以下が470人、65歳以上が682人、これは推計になっておりますので、このとおりにはいかないと思いますが、今の、この市が計画を出しております数値を見ますと、こういう状況になっておるわけです。これは当たっているなっていうふうに思います。

そこで、この安芸高田の存続を目指すために、存続しなきやなりませんが、今、質問をさせていただいたところです。

大体、今、安芸高田市も、私は魅力ある政策が多いように思います。私の広島県に住む同僚議員のですね、仲間の皆さんも、安芸高田市は政策がしっかりとしとるんじゃないかなっていうふうな意見ももらうわけです。小さい市として財源が厳しい中にあって、これまでの執行部の皆さんのが努力によって住みやすいまちづくりになっているというふうなことだろうというふうに思いますし、私もそう感じております。

人口が暮らす場所を選ぶ決め手っていうのは、やっぱりその町の魅力が大きく影響するんじゃないかなと思います。それは仕事内容や所得、生活環境に、また特に人間関係、暮らしてもいいと思える何かがあれば、ここに住んでくださるのではないかと、こういうふうに考えるわけです。

そういうことで、この質問をさせていただいておりますが、先ほど、

例えば給付型のふるさと奨学金制度導入と言いました、市長もですね、これを貸付型の奨学金制度については、私も承知しております、これもいい制度だろうというふうに思います。で、これは貸付金ですから、将来、原則返還しなきやなりません。ただ、安芸高田市へ定住している期間については免除と、こういう免除制度もあります。これ、私は安芸高田市、進んだ教育行政じゃないかなっていうふうにも思っております。そういう点でも、ある程度魅力がある町になっている。

これを、やっぱり安芸高田の市民はもちろんですが、市外の皆さんにも周知して、これで安芸高田市はこういう町なんだということを、積極的に、今、市広報でもいろいろ情報提供されておりますけど、ある市ではですね、新聞などで広告を出して、大々的に定期的に出しておられる市もあるようです。

そういうふうに市民はもちろんですけども、市外の皆さんにも安芸高田市の関心を持っていただくような情報提供も仕方を考えられないかつていう思いでおりますが、その点、いいアイデアがあれば、市長の考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 市の施策のPRの仕方というお問合せだと思います。

いろんな形が、今の時代であると思います。先ほど紹介をいただいた、新聞媒体を使っての広告というのもあるでしょうし、今はSNSの時代ですので、ホームページ、あるいはそういったものでしっかりと打って出るということもあると思いますし、そういった自治体のアピールをする機会というのはいろんなところであります。そういったところを漏れなく、まあ全てに参加をするというのは難しい現状ですけども、まあ費用対効果、あの辺も含めながら効率的な、効果的な方法をですね、選択していくように、職員のほうもそういったもののチャンスがあれば捉えてですね、進めるようには考えて、もしあれば、そういった情報も上がってくるようになってますので、そういったところをうまく利用しながらやっていきたいというように思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 この情報提供っていうのは、大体1回程度になってしまふんですよね。制度ができたときに1回と。

じゃなくて、毎年ということにはならないかも分かりませんが、何年かに一遍はですね、こういうふうな魅力ある町ですよということを積極的に情報提供するっていうのは、私、大事なんじゃないかというふうに思います。

そういうことで、今質問させていただいたんですけど、先ほど給付型

の奨学金制度のことについて話をさせていただきましたが、これ貸付金ですから返さにやいけんと。今、市内に高校が2校あるわけです。先ほど向原高校の話も出ました。吉田高校もあるわけですけど、そこへ行かれる生徒の皆さんに対する奨学金を給付型にするっていう、この貸付制度っていうのはこれまで私も経験があるんですけど、なかなか返還ができてない状況で、その返還をしていただくために市の職員もですね、担当者も相当苦労をしてきてるというふうに感じるわけです。

そういうことで思い切った対策としてですね、市内の高校へ就学される生徒の方には半額補助するとか、もう全額給付するとか、そういうふうな思い切った制度があってもいいのかなって、極論ではありますけど。そのことによって、安芸高田市の高校が存続できる。先ほど向原高校の話もありました。そういうことからして、これは数は限定されると思うんです。全員、じゃあ、この見ると、条件がありまして、貸付けに対する条件があります。

ですから、数は少ないと思いますが、そういうことも、ここの高校へ行ってくださる生徒の拡大ということにもつながるんじゃないかというふうに思いました。

その点について、市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

その貸付けですね。それ給付型、貸与型、それぞれデメリット、メリットはあると思います。

まあ県内で、今、給付型をやってるのは竹原市のアヲハタ奨学金、基金奨学生という、大学生に対しての奨学金があると思います。これは給付型です。

ただ、この原資は、アヲハタというジャムですね。その会社の寄付金を基に運用しているというバックがありますんで、これは一般財源が入ってません。

安芸高田市として、もしやるとなると、やっぱり、その裏財というのは一般財源になると思いますんで、その一般財源を給付ということで回収しないものに使うというのがどうかというところも、やっぱり研究をしなくてはいけないと思いますし、県内でやってるのはほとんど貸与型、三次にしても福山にしても廿日市にしても、尾道、庄原、大竹、江田島、それぞれが貸与型の奨学金となっております。

これ貸与ということなんで回収できるということで、一時的な財源の投入にはなりますけども、返ってくるということでなりますんで、そういったところもしっかり考えていく必要があると思います。

数が、例えば1人、2人ということなんで、少数な人数、子どもに対して思い切って投資ということも理解はできますけども、といつても、そ

このやっぱり税金の部分になりますんで、しっかりと見て制度設計をしなくてはいけないと思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 財源が厳しいっていうのはよく分かります。

今、安芸高田市はですね、給食費を無料化という制度で頑張っておられます。そういうことも考えられますので、将来にわたって検討していくことも大事なんじゃないかなっていうふうに思います。

この人口減少とか、やっぱり減るという、減少していくっていうことについてはですね、先ほど言いましたが、学校とか病院とかですね、そういう施設、特に介護施設のですね、労働力が不足して、もう入居して入院とか、入居をしてもらうことができないということもあります。吉田病院にも、安芸高田市の場合には看護師さんに奨学金を幾らか補助するという制度もありますよね。そういうことからして、やっぱり新たな発想を持った展開が必要なんじゃないかと、こういうふうに思いましたので、質問させていただきました。

次の質問に移ります。

(2) です。若者の市外流失や市内各企業や全ての産業等の労働力不足の詳細な実態を調査し、これを踏まえた効果的で具体的な施策展開が必要ではないか。

そこで、関係機関や市内の民間企業等と連携し、市民総ぐるみで人口減少対策と労働力不足解消のために取り組む仕組みづくりを考えはどうかと、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今御指摘のとおり、若者の市外流出を防ぐというために、効果的で具体的な施策を行っていることは必要というふうに思っております。

新たな効果的な取組の相手が各所から生まれるようにするためには、やっぱり関係各所とですね、しっかりと連携をしていく必要があると思います。

人口減少と労働力不足というのは、行政だけではどうしても進めることができない施策ですね、そういう意味では関係機関としっかりと情報連携しながら進めていこうというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 どうしてもこれは全国的にですね、人口が減少しとる中で、安芸高田市だけ増やすというのは相当ハードルが高いとは思います。そういう

ことは考えなくてはなりませんが、やはり、先ほど申しましたように、介護施設の皆さん、経営者の皆さんに話をちょっと聞いたんですけど、やっぱり働いてくださる職員がいないと。で、入居してから思うても対応できないから、それがもうなかなかサービスが提供できないと、こういうところもあるんですね。

そういうことからして、私は、安芸高田市はそういう施設も多いと思いますし、特に病院がなくなるっていうふうなことになれば、これほんと若い人、住めないんじゃないかなっていうふうにも思います。住む気にならないのではないかと。

そういうことからして、この産業別にでですね、どなたか出ていただいているいろんな情報が入るような仕組み、工業会、先ほど話がありましたように、工業会の皆さん、それから商工会の皆さんとか、それからいろいろ社会福祉協議会の皆さん、いろんな人材が安芸高田市にはたくさん立派な人材がおられますので、そういうところで行政だけでいろいろ考えるというのは、これ限界があると思います。

で、少なくとも年に1回程度ですね、その情報を提供してくださって、これから安芸高田市をどういうふうにしていくか、特に労働力について、どう確保していくかっていうような議論をですね、やはりしていったらどうかと、こういうふうに思うんです。

なかなか、職員さんもですね、今の仕事で精いっぱいというところもあろうかと思いますが、一つの政治としてですね、政策として取り組んでいく必要がある。将来の安芸高田市のためにも必要ではないかというふうな思いがいたしますが、その点について、市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

今おっしゃることも理解はできます。現在ではですね、やはり各職員は各部で課題が生じたときには、やっぱりそういった現場との意見交換をしっかりとしながら、その上で上がってきた意見とか課題というのはですね、やはり政策会議とか幹部会議等でしっかりと上がってきてる状況はできとりますんで、ひとまずはこれでいいんかなと思いますし、私が今やってる、対話集会というのをやってますけども、そういうふうで各、その事業の団体の人とですね、定期的にお話をさせてもらうという、これはトップ会談みたいになるかもしれませんけども、そういう中で意見をお伺いするということも可能だと思いますので、差し向きのところは、その組織立てでそういう会議みたいなのを構成してやっていくというところまでは、ちょっと思いに至ってませんけども、そういう部分をしっかりと、そういう今ある状況の中でしっかりと補完をいくようにしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員

今、職員さんがですね、いろいろと、いろんな各部門で頑張っておられるというのはよく理解できますし、優秀な職員さんばっかりだというふうに思っております。実際、先ほど申しましたが、安芸高田市は学校給食無料化とかですね、看護師さんに対する奨学金の助成制度とか、いろいろこう立派な制度をつくってですね、政策展開をされておられます。これは安芸高田市にとって誇るべきことだろうと、こういうふうに思います。

市民の皆さんのが住みやすいまちづくりになってるという実績ではないかと、こういうふうに思います。

これも先ほど申しましたが、これまでの執行部の皆さんのが鋭意、努力によって成し遂げられた成果だろうと、こういうふうに思います。

そういうことで、この質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

公契約条例の制定についてです。

行政は発注・委託した先の公共サービスの構組の質にも公的な責任を持つことは当然であり、その工事や業務で働く人たちの労働条件や労働安全衛生を確立し、公共サービスの品質確保や安定的な供給にもつながる公契約条例の制定は、現在の安芸高田市にとって大切なことではないかと思います。良質で安全・安心な公共サービスの提供に向けた公契約条例の制定のための議論を始めはどうか、市長の所見をお伺いいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

はい、お答えいたします。

公契約条例については、過去も一般質問が幾つかあったように伺っております。

公約条例については、地方自治体が公共工事や業務委託などを行う際に、その契約に従事する労働者の賃金や労働条件の最低基準を設定する条例で、低価格競争により労働者が適正な労働環境の維持や公共サービスの質の確保ができないことを防止することを目的とするものと認識をしております。

全国で90の自治体が、そして県内では庄原市の1市ののみが制定をしていると承知しております。

本市の公共工事や業務委託を行う際の積算を行うに当たっては、最新の労務単価そして資材単価を適用し、市場価格を反映するようにしており、契約後に急激に材料等の価格が上昇した場合は、単品スライド条項により設計変更が可能になるような制度設計を設けるなどし、市場価格

を適切に反映させる取組をしているところです。

現状、低価格競争による様々な問題が起きている状況にはないと捉えており、現段階では公契約条例の制定は考へるに至っておりません。以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
○宍 戸 議 員

この条例は労働者だけのためじゃなくてですね、もちろん労働者の皆さんの働く環境を整えるということも大きな目標の一つなんんですけど、その企業にとってもですね、やっぱり社会貢献という面もありますし、企業の市民からの評価という点では優良な企業になることによって信頼を得られる企業と、そういうことになると、ある程度の労働力の確保もできるのではないかと思います。

で、やはり安芸高田市に住んで、やっぱり賃金とか、その労働環境というのも、住みやすい町、若い人が住んでもいいという選択肢の一つになるのではないかと、こういうふうに思います。

ですから、今現状はこれでいいと思う時期かもしれません、しかし、将来にわたってですね、安芸高田市より公共サービスの向上に向けたまちづくりのためには、この条例というのが、私はもうあつたほうがいいのではないかと、こういうふうに思っております。

ただ、これは一方的行政が条例を制定するということでは駄目なんですね。やっぱり企業の皆さんの企業努力もあるし、議会も協力も得なくちゃなりませんので、そういう点からして、あえて私は議論を始めたうかと、こういうふうに申し上げておるわけです。

その点について、市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
○藤 本 市 長

藤本市長。議論を始めたうかということですけども、現状の状況については、先ほど説明をしたとおり、大きな課題もなくてですね、この入札制度というのは進んでいいのかなというふうに思ってます。

これをすることになると、やはり事業者の理解も要りますし、具体的にいろんな書類等も出していただかなくてはいけないということで、かなり行政が企業さんの、その事業の内容まで、入り込んでいくようになりますんで、そういったところもしっかりと検討しなくてはいけないことがあります。

それと社会環境が近隣の市町を含めて、こういったものが必要だという状況、その状況になるということはあまり状況というのがよくない状況になったときに、こういうことをしなくてはいけないと思いますので、今の状況、当面は推移を見守りながら、そういった周りの状況も見ながら対応をしていきたいというふうに思います。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
○宍 戸 議 員 宍戸議員。  
○宍 戸 議 員 これはすぐ、今すぐ条例を制定するっていうことではありませんので、安芸高田市には安芸高田市のですね、重要な環境がありますので、その点については十分配慮しながら議論を始めていく必要があるのでないかと思います。  
○石 飛 議 長 以上をもって、私の一般質問を終わります。  
○宍 戸 議 員 以上で、宍戸議員の質問を終わります。  
○浅 枝 議 員 続いて通告がありますので、発言を許します。  
○浅 枝 議 員 4番、浅枝議員。  
○浅 枝 議 員 4番、浅枝久美子。  
○浅 枝 議 員 9月ですね。本市も稻刈りのピークでございます。本日は田んぼの稻穂と同じ黄色いシャツで参りました。本日の質問が実りあるものになるよう、元気に質問してまいります。  
○浅 枝 議 員 通告に基づき大枠1点、オーガニックビレッジ構想と持続可能な一次産業について質問をいたします。  
○浅 枝 議 員 近年、オーガニックや有機農業が単なる健康志向を超えて、地域活性化や持続可能な社会づくりのキーワードとして注目されています。  
○浅 枝 議 員 農林水産省が推進するオーガニックビレッジの構想は、農業だけでなく、観光・教育・移住政策にまで広がるもので、環境保全、地域経済の活性化、健康的な食の提供、教育・福祉との連携など、多面的な価値を秘めています。  
○浅 枝 議 員 政府は、当初、令和7年度までに100市町村、令和12年度までに200市町村の宣言が目標でしたが、既に令和6年度時点で131市町村が宣言し、目標を大幅に前倒しで達成しています。  
○浅 枝 議 員 一方で、本市の農業の現状は厳しく、令和2年農林業センサスでは農業就業人口は約1,600人、平均年齢67歳、耕作放棄地は598ヘクタールと、この10年で1.4倍に増加しています。中山間地域特有の条件、すなわち傾斜地や小さな圃場などでは機械化・大規模化が難しく、むしろ低投入型で付加価値を高める有機農業が適しているとも言われています。  
○浅 枝 議 員 もちろん、農業振興の方向性は一つではなく、必ずしも有機でなければならないわけではありません。しかし、持続可能な農業という観点に立ったとき、化学肥料に頼らず、海外資源に依存しない地域循環型の生産を提案しているオーガニックの考え方は、将来を見据えた有効な方向性だと考えます。  
○浅 枝 議 員 本市がオーガニックビレッジ宣言をし、市民・農業者・企業・行政が一丸となることで、地域の未来に大きな希望をもたらすと、私は確信します。  
○浅 枝 議 員 そこで①、3月の一般質問で市長からオーガニックは有効な手立てとの答弁をいただきました。しかし、本市はオーガニックの構想に消極的

なように見受けられます。市長の言葉が単なる理念にとどまらないよう、具体的な政策として推進していくべきではないでしょうか。

そこで伺います。本市はオーガニックビレッジの構想をどのように捉えているのか、その見解を伺います。

○石 飛 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

浅枝議員の質問にお答えをいたします。

オーガニックとは化学肥料や農薬を使用せずに、自然の力を生かした方法で栽培加工された農産物や食品と位置づけられております。

で、現在の農業資材の高騰の中、化学肥料の使用削減など有効な手立てであるとは考えておりますけども、しかしながらオーガニック、有機農法については、体に優しい農産物を栽培されるものとの認識はあるんですけども、有機農法の推奨は手間もかかるし、収量が落ちるというところがあります。

今、安芸高田市で展開されてる農家の皆さんは、やはり安定した収益の向上を図る観点から、今、大型化とかが進んでおります。一方で、オーガニックビレッジというのも必要という思いは、前回でも答弁したように、私も思っております。

そういったところで全市的に、いきなりばさっと網をかけるようにすることができるかどうかというのも、やはり農業経営をされている方の御意見もお伺いしなくてはいけないと思います。その一方で、そういったオーガニックに関するビレッジ構想、これ広島県で言うと、神石高原町がやってると思います。

そういったところの情報も、今は取ってありますんで、そういったオーガニック宣言をするまでに、どのような取組を神石高原が積み重ねてこられたか、そういったところが安芸高田市と比較して、安芸高田市に当てはめたときに、どのように展開ができるかというところも担当課と研究しながらですね、理想は、このオーガニック宣言には持っていきたいなという思いはあります。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員

想像していた以上にいい答弁をいただき、ちょっと動搖をしておりますが、引き続き、私も以前、有機農法をしておりまして、採算が合わないということで普通の慣行農法に移行しまして規模拡大も同時に始まってしまったというのもあるんです。非常に、今市長が言われたこと、収量が上がらない、で、採算が合わない。当時は10年前でしたが、販路がないという、そういう部分もありまして、ただいま慣行農法に移行して、実はこういう思いもあって、昨年からまた少しづつですが、有機を始めております。

そういう中で、緑の食糧システム戦略というものもございまして、私もそういうものをを利用して、オーガニック、有機農法にもう一度チャレンジしていこうと思います。

10年前はそういう波がなかった中で、現在は世の中が、世界中がそういう波になっています。ある意味、時代が来たなというふうに、今有機農業者たちはみんな思っています。

そういう中で、例としては、先ほどすごくいろんな問題があるというふうに言われたんですけど、大分県臼杵市というところは、地域全体で土づくりから消費まで一貫してオーガニックなまちづくりを推奨していて、ユネスコ食文化創造都市にも認定されています。

土づくりに関しては、安芸高田市も、堆肥センターをはじめ、皆さんで努力されて、現状、私も使わせていただいてます。そういういい飼料もございます。独自の土づくりセンターで、臼杵市は安い有機肥料を提供することで、コスト負担を軽減する取組をされています。

また、宮崎県ですね。宮崎県では非常に昔から有機農法が盛んなところがありまして、綾町というとこですね。日本で最初のオーガニックビレッジとも言われ、有機農業の事例として広く知られていますが、こちらは若手農業者を対象にした綾オーガニクスクールを設立して、有機農業の担い手を育成しています。

先ほど来、同僚議員のほうからもありましたように、関係人口もしくは移住者の一つの有機農業という部分を前面に出すと、そういう方たちの、もしかしたら興味がある方たちが、安芸高田市に魅力を感じただけるのじゃないかということで、この綾町というところの取組、非常に、私、参考になるのではないかなと思ってます。

また、地元の小中学校の給食にも、もちろん有機栽培、されたものを提供されていらっしゃいます。先ほどの大分県臼杵市もそうです。

言わされたように、いきなりいろんなことをですね、チャレンジするのではなくて、まず安芸高田市で何ができるかっていうのをですね。農業者の中で検討していくべきではないかなと思います。

その中で、また3番目の質問では、また別の質問をさせていただきますので、ぜひ、よい御答弁を待っております。

そういう中ですね、市のほうが、今、市長のほうがすごくいい答弁をしていただけたので、次に質問ということで、2番に移らせていただきます。

②番、オーガニックビレッジの構想は農業振興のみならず、地域課題解決の糸口となり得ると考えます。皆さん御存じかと思いますが、共通認識として発言いたします。

農林水産省はオーガニックビレッジ宣言をした市町村に対して、緑の食糧システム戦略推進交付金による支援を行っています。この交付金は有機農業の産地づくりに必要な施設、整備や技術支援に充てられます。

有機農業に地域ぐるみで取り組むという構想は、環境負荷の低減につながり、市の掲げる持続可能なまちの実現に貢献します。

これはSDGsの目標達成にもつながるため、対外的なイメージアップにもなります。これを利用しない手はないと、私は考えます。

本市として、この導入を検討する価値について、先ほどもちょっと言っていただきましたが、再度見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほども触れさせていただきましたけど、オーガニックビレッジに取り組む検討をすることは価値があると思っております。

議員が言われるように小区画圃場の利用に耕作放棄地の要望などにメリットがあるという思いはあります。

そういう意味で、課題もあるということ、繰り返しになりますけども、今、有機農法に取り組んでおられるグループさん等が市内に、その人とこの人はどうかなというふうに思い当たる方もいらっしゃいますんで、その方々と一回お話をする機会をつくってみたらどうかなという、逆に提案をさせてもらいますんで、もしよろしければ、その先頭に立つていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 ちょっと先々に答えていただいて、ちょっと③番の質問のほうに先に答えていただくような形になってしまったんですけど、③のほうに移らさせていただきます。

では、次の質問、③になります。

現在、市内の市民、農業者を中心にオーガニックビレッジ宣言を目指し、協議会立ち上げの動きが始まっています国の事業である以上、市の関わりが不可欠と考えます。こうし農業者の主体的な取組に対し、市はどうに向かうのか、申し訳ございません、もう一度見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 すみません、ちょっと思いのほうが先に走ってしまった、次を言ったみたいです。

オーガニックビレッジ宣言をするためには、市がですね、有機農業実施計画の作成を、まずする必要があると思います。それをもって宣言をすることとなるんだろうと思います。その後、実施計画の実現に向けた取組として、暫定段階の取組や推進体制づくりを、まずは構築していくかなければいけません。

この指導ができるノウハウを持った職員、あるいはJAの指導員が、少し、今薄いのかなという思いがしております。

しかし、農業者の主体的な取組については、相談をしながら市にできることをしっかりと協力していきたいと思いますんで、まずはそういった民意ではないんですけども、そういった意見交換をする場を、まず設けてみるのが、まず第一歩かなと思いますんで、そういったところを、まずは取りかかってみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 私も有機をやっておりましたが、本当に多岐にわたって有機というもの、自然農法も含めてですが、いろいろなやり方があります。

どれがいいとか悪いとか、そんなことはなくて、それぞれの圃場にどれが合ってるか合ってないかという部分に関しても、ほんと6町それぞれのそれぞれの特徴のある土壌というか土地がありますので、一概に、ある指導者来られたら、全ての場所でいいものができるとは限らないのですけど、そういう面も含めて、市の職員の方々も一緒になってですね、農業者と一緒に勉強をしていくという形で足並みそろえてですね、ぜひ、私はオーガニックビレッジ宣言に向けて歩みをしていきたいなと思っております。

国の事業である以上、市のほうが一緒になって動いていただかないと、このオーガニックビレッジ宣言というものはできません。

そういう中で、現在、先ほども言いましたように、農業者もしくは消費者ですね、そういう方たちで協議会を立ち上げて、年内には第1回の協議会を、ぜひ開催しようということで、もういろんな資料のほうは出来上がっております。今から多くの市民の方、農業者の方に声をかけさせていただいて、ぜひとくさんの方に、こういうものがあるんだよという、取組を知っていただきたい、そういうとこから始めていきたいと思います。

またですね、先ほど来言っておりますように、このオーガニックビレッジ宣言をすることで、農業者だけでなく、本当に多岐にわたって安芸高田市、本市にとってプラスになるようなことが必ず起こると、私は思っております。

まず、子どもたちの食育ですね。学校給食を、まずオーガニックビレッジ宣言をすると、学校給食から、まず皆さん取り組んでいってという事例があります。で、それも無理ない程度にお米だけとか、ニンジンだけとか、そういう部分をやられてるところがたくさんあります。そういう子どもの頃から、食と農業の大切さを学ぶことができるという部分でも、オーガニックビレッジ宣言というのは価値があると思います。

そういう意識向上とか、健康増進にもつながるというとこに関して、

市長の見解を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 元の一番最初の回答で申しましたように、やっぱりオーガニックというものは化学肥料や農薬を極力使用せずということなんで、そういう意味では子どもの食育に関しては非常にいいんだろうと思います。

学校給食というところもね、しっかりと活用できれば、今、給食費は無償化ではありますけども、若干そういった、実際にやろうと言ったときに、今度、そのオーガニックでできた農産品の価格がね、うちの予算としてまち合うというところで、今度は課題としては出てくると思います。

恐らく、ちょっと割高になるんかなというところはありますんで、そういうところの投資の部分も考えながらオーガニックを給食に取り上げるんであれば、そういうところもしっかりと考えていかなきやなというふうに思いますけれども、いずれにしても、オーガニックいうのは体にはいいし、子どものときからそういうものを食べながら育つということは、健康にも十分いいんだろうというふうに、私も思ってますので、私もオーガニックという低農薬、無農薬でやりたいんですけど、なかなかそういうふうには、農業はできないのが現状ですんで、そういうところを勉強しながらですね、進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 先ほど、ちょっと話が戻りますけど、指導者とかですね、そういう部分に関しては研修会とか行かせていただくと、かなり広島県、もちろん日本でも有機のことに対して指導者という形でいろんな市町村に関わってらっしゃる方がたくさんいらっしゃいました。いろんな農法があつて、本当にどれも試してみたいなと思う中で、私の中で、やっぱり一番の先生っていうのは地元の昔から畠や田んぼをやってるおじいちゃんおばあちゃんたちではないかなと思ってます。本当に難しく考えなくて、有機とかオーガニックっていうのは、本当に昔の方たちがやってらした農作業、栽培方法っていうのがオーガニックだと思います。

で、先ほど佐々木議員のほうが質問をされてましたけど、山に入つてですね、本当に落ち葉を拾って田んぼに入れる、畠に入れる、そういうことだけでも全然、食物っていうのは大きくなっていくっていうふうに、それはもう実証されてます。

そういう中で、そういう地域の方たちと関わりながら、こういう宣言をすることによって活性化につながる、そういう部分に対してもすごくオーガニックビレッジ宣言、魅力を感じて、市長もぜひ、すごく感じて

いただいてると思うんで、こういういい御答弁をいただいてるなっていうふうに思いました。

なんで、経済で、これは経済を地域内で循環させるという大きな目的もあるので、まず、私、先ほど言いましたように、協議会が立ち上がったときには、消費者の方々がですね、オーガニックに関してしっかり認識を持っていただく、どういうものかっていうのを知っていただくというとこに力を入れて、業者の方たちと一緒に技術を磨いていくという行動に移っていきたいなと思っています。

今、まさに、協議会という器が立ち上がるとしておりますので、市長からいいって御答弁をいただいて、ぜひそういう動きっていうのに注目していただいているということなので、協議会のメンバーが、ぜひ多くの方に集まっていると、今後の方針は農業政策もしくは地域活性化につながるような形に、これを持っていければなと思っております。

そういう中で、市長、最後に、このオーガニックビレッジ宣言をされている市町ですね、そういうとこの首長の方々とですね、ぜひ一度会っていただいてですね、いろんなお話を聞いていただけるような機会等がございましたら、ぜひいろんなことを、また私たち議員もですけど、情報発信として、一般市民の、皆さんの方々とか農業者にも伝える手だてだなと思います。

そういうことに対して、ぜひひと言お願ひいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

県内でいうと、神石高原になりますんで、神石高原の入江町長さんは昔から存じ上げてる人であります。そういった、再々会議でお会いしますんで、ちょっとその辺に特化した情報交換をしながら情報を得てみたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員

以上で、私の一般質問は終わります。

○石 飛 議 長

以上で、浅枝議員の質問を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前1時48分 休憩

午後 1時00分 再開

～～～～～～～～～～～～～～

○石 飛 議 長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

6番、南澤議員。

○南 澤 議 員

6番、南澤克彦です。

傍聴席のほうを見ますとですね、これまで教育行政あるいは教育に多大な功績のある方々が傍聴に来られていて、いささか緊張しておりますが、この緊張感をですね、力を変えて実りある議論をしていきたいと思いまして、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、通告に基づきまして一般質問を始めていきたいと思います。大枠1点、教育の本質について議論を進めていきたいと思います。

2025年3月に第3次安芸高田市教育大綱が定められ、中学校統合に向けて、また第3期学校規模適正化推進計画が策定されています。

新たな学校をつくっていくに当たり、まずは基礎・根本の部分を改めて議論し、認識を深めていくことがよりよい学校づくりにつながると信じ、質問を行います。

まず(1)です。

そもそも何のために勉強するのでしょうか。

私が子どもの頃は、いい大学に入って、いい会社に就職するためとかですね、将来の選択肢を広げるために勉強をするんだよというような答えをよく聞いていたように思います。

一方で、教育学者の苦野一徳氏の著書『勉強するのは何のため?』という本ではですね、その答え自由になるため。自由というのは、ここで自由というのはわがまま放題ではなくて、できるだけ、その人が納得して、さらに、できるなら満足して、生きたいように生きられるようになるため、と答えを述べています。

さらに生きたいように生きていくためには、何かしらの力が必要で、その力を身につけるために学ぶ、勉強をするのだと書いています。

私自身は、これは納得できる答えではないかというふうに感じますが、このことについて、教育長、所感を伺いたいと思います。

ただいまの答弁に対し、答弁を求めます。

猪掛教育長。

ただいまの南澤議員の質問にお答えします。

教育基本法では、第5条2に、義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととして行われるものでとするとあります。

第4次安芸高田市教育振興基本計画では、基本理念を未来に生きる力を高める安芸高田教育の推進としております。

子どもたちの可能性を広げ、社会の一員として自立し、よりよい社会を築いていくための土台づくりとして勉強があるのだと捉えています。

議員が引用された苦野氏は、教育哲学の観点からそのような結論にたどり着かれたと推測しますけども、共感できる部分も多くあると思います。

○石 飛 議 長 以上答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員

はい、先ほど答弁にありましたとおり、やはり自立していく、そのための能力を培ってよりよい社会をつくる土台をつくっていくというところで、ニュアンスは違うんですけども、やはりこう自分で考えて自分で判断をして、で、自分で行動をすると、そういったところが自立だと思いますし、言葉を変えれば、自分の生きたいように生きる、自分で判断をして自分で考えて行動していくというところは共有できるのかなというふうに思います。

日本国憲法を見ますと、第12条ですね、憲法では国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。また、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うとあります。

この自由は、憲法にも保障されているところであります、そういう意味では、憲法から考えても、この自由を求める。で、自由に生きていくための力を学校教育で身につけていくという部分は、一定言えることなのかなというふうに思いますが、その辺り、ちょっと改めて御答弁いただければというふうに思います。

○石飛議長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

自由に生きるということでございます。これは憲法のほうでもそういうふうに規定がございますけども、自由に好き勝手にやるということとは、また意味が違うんだと思います。自分がやりたい方向を見つけて、それに向けて何の邪魔もなく向かっていけるというような捉え方だと思っておりますので、そういう意味では教育の方向性もですね、それに沿って行っていくというのが基本だと思っております。

○石飛議長

以上、答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員

おっしゃるとおり、好き勝手に振る舞っていいということでは、決してないと思います。その辺りは、また(3)辺りですね、議論をしていきたいと思います。

でも、ある程度認識で共有できる部分もあるのかなというところで、次の質問に移っていきたいと思います。

(2)なぜ勉強を強制されるのか。

生きたいように生きるために力を身につける。そのために学ぶはずなのに、学校における勉強というのは、その勉強をする内容も時間割、ペースもですね、ある程度一方的に学校のほうで決められてしまうんではないかなというふうに思います。

そういうところも踏まえて、今、安芸高田市では、家庭学習、宿題についてもある程度本人の自主性に任せたり、探究学習も力を入れていて、未来チャレンジ学習ですね。主体性を重んじる取組が推進されてい

ることは承知しておりますが、普通の授業においては、学ぶ内容について、学習者、子どもたちに主導権はないというような状況にあるんではないかなというふうに考えています。

このことはさきの一般質問でも、令和6年の12月の一般質問でも認識の共有がされているかというふうに思います。

で、結果的に自分はやりたいと思ってるわけではない学習が学校で行われることがあるわけで、このやりたくないことを強制的にやらざるを得ない、やらされるということですね、今課題になっている不登校や、所によってはの学級崩壊というような言葉も出でますが、こういったことの一因になってるんではないかと私は推察します。

で、先ほど紹介した苦野氏の本ではですね、この、なぜ勉強を強制されるのかという問い合わせについて、自分の直面した問題をどうすれば解決できるかを考え、そのために必要なことを、学ぶ力を育むためと解を示しております。

このことについて、所見をお伺いしたいと思います。

答弁を求めます。

猪掛教育長。

まず、本市の義務教育において、強制的に勉強をさせているということはございません。

授業のみならず、学校生活の全ての活動を主体的に行うことは、子どもたちの力を伸ばしていく上で大変重要な要素となっています。

学習内容については、学習指導要領で定められていますが、それは、普通教育において地域差を生まないためのものです。学習内容を子どもたちが主体的に学べるように、教員の力量を高めていく必要があると考えます。

また、先ほどの自分の直面した問題をどうすれば解決できるか考え、そのため必要なことを学ぶ力を育むために、本市では未来チャレンジ探究学習を推進しており、子どもたちが探究的に学べる環境づくりを進めています。

答弁を終わります。

南澤議員。

おっしゃるように主体的な学習、本市で進められていることは重々承知しております。

各学校の教育目標は言えば研修主題とかいったものを拝見すると、やはり事実であったりですね、主体的な学びだったりといったところが各校で教育目標の中に取り上げられていて、そのことを推進しようという状況というのは見て取れるなというふうに思っていますし、そういうことについては、理解が十分あるなというふうに思っています。

ただ一方で、じゃあ、子どもたちが学びたいという、内側から学んでいきたいという欲求、欲望に沿った形で授業が展開されているかという

と、その子どもたちは知りたい、学びたい、やってみたい、その点でですね、子どもたちの内圧的な動機なのか、それとも、この時間はこうしなさい、ああしなさいということで指示があつて進んでいくのか、そういったところでは、どうも後者のような気がしているんですけども、その辺りはどのようにお考えですか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

まず、授業の内容については、先ほど申しましたとおり、学習指導要領というものがございます。これによって多く、必要最低限、このぐらいのことは学校の中で子どもたちにしっかりと教えるというか、学力をつけるというか、認知をさせるというか、そういうことをしなければならないなというものはそれになります。

ただ、その方法についてはですね、いろいろなやり方がございます。例えば、安芸高田市で申しますと、先ほど申しました未来チャレンジ探究学習、これについては自分の興味を持った課題などについては、どんどんどんどん深く追求していく、なぜそうなっていくのかというところを見つけるという取組ですけども、そういった主体性を伸ばすやり方というのも大切になります。

もう一つは、今いろんな学校でやっておりますけども、共同学習というものがございます。これは先生が一方的に教える授業じゃなくて、子ども同士がグループをつくって、その中でいろんな考え方などを出し合って、分からることなどを、そのチームの中で話をしながら解決をしていくというような取組です。そういったこともございますので、やはり、自主性を重んじた教育のほうに全体的にシフトしているのかなというふうに考えております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

学習指導要領があつて、ある程度学ぶべきものが決まっていると。そのこと自体は決して悪いことではなくて、子どもがどんな力を身につけたら社会で活躍できるんだろうと、子ども自身が考えてもですね、なかなか、その全てを想像することというのは難しいと思いますし、どこから学んでどういう順番で学んでいくと、きちんとした体系的な学力が身につくのかということも、子供自身が自ら考えてそれを身につけていくというのは、なかなか難しいことではないかなというふうに思いますので、一定程度、これまで培ってきた学び方、それはその結集されたものが、指導要領だと思いますので、そこに準拠した形で進めていくというのは理があるなと思います。

ただ、一方ですね、その学習をする側としては、今、自分が学んでいることが果たして生きていく上で、どんな場面でどのように役に立つんだろう、これを学んで身につけることによって、自分はどんなことが

できるようになるんだろう、何のためにこれをやってるのか、どう役に立つかといったところがですね、授業の中で、あるいは学校の中で全体を通して提示されて、あつ、それだったらぜひ身につけてみたいと、この1年間を通じて習得してやろうと、そういうような意欲を持って、自分はやりたいと思って授業をするのと、とにかく与えられるので消化していかなきやいけないというのでは、やはり結果が異なってくると思うんですが、現状、これをすることによって、これを学ぶことによって何が身につくのかというようなことについて、学校で提示をしたりというような取組はされてますでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

その各学校の取組の具体的なところまでは、私もちよつと全部は把握しているわけではございませんけども、やはり自主的、主体性を持って子どもたちの自立を促していく、そういうことをするために、たとえ学習指導要領の中にある事柄であっても、やはり授業の進め方、もっていき方、そういったものは先生の工夫による部分が多いと思います。それを学校全体で教育目標としてちゃんと、その目標に合ったように、いろんな面で学校経営をされているのが校長だと思いますし、そういう研修を含めてしっかりと、それを踏まえた取組を、各学校の現場のほうでしていただきたい、そのようにちゃんとしていただいているものというふうに考えてます。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

学習指導要領に基づいて進めていく中で、学校のほうで、今はそういう主体的に学べるような導入というのもも考えてやっているだろうというような御答弁だったかと思います。

実際、そういう部分も多々あるんだろうというふうに考えております。で、そうした中で、今、学習指導要領、まさに指導要領は10年に一遍ぐらいずつ改訂をされている中で、次期学習指導要領が2030年頃制定されるというようなところで、その中身をどのようにアップデートしていくかということで中教審のほうで議論をされているかと思います。

今回大きなところで、今出てる素案をですね、拝見しますと、だいぶ、その授業の時間割、これまで1,015時間が小学校4年生以上は課せられると思うんですが、ここの中身を学校のほうで裁量を持ってですね、少し、これまでの時間を減らしてほかの授業に充てるとか、そういう形で、この主体的な学びができるような裁量を自治体、教育委員会、学校に持たせられるような方向で話は進んでいるかと思いますが、この辺り、以前も、不登校特例校とか、学びの多様化学校のところでカリキュラムの、この自由度を持たせて、子どもたちがより主体的に学べるようにしてはどうかというような提案もしてもらってるんですが、この辺りの国

の動向も踏まえて、現状、その時間割についてですね、どのようにお考えかというのを、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛 教育長

学習指導要領については、恐らく2030年の前にある程度の提示があつて、それに基づいて準備、教員の研修とともに含めて、それがあつて2030年頃から完全実施をするという流れになっていくんだろうと思います。

全体的には、我々が子どもの頃からですね、その知識を詰め込むというか、知識をとにかく得る、得させる、そういうような学校の教育内容から、やはり、その課題解決型というか、こういうときにはどういうふうにすれば、その回答に近づいていくんだろうというふうな考え方を導いてやる。その訓練というか、そういったふうに流れて、どっちかというと、そっちが強くなっていくんなかというふうに考えております。

学校等も、今、まだ指導要領の改訂の内容がはっきり示されておりませんので、そこらを含めてですね、やっぱり示されますと、それに基づいていろいろと対応も考えていかなければならぬというふうに考えております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

これからのことですので、まだ状況で、話が始めたところというようなところで、それはおっしゃったとおりですね、対応をしていく必要はあると思いますので、引き続き共に考えていくべきだなというふうに思っております。

今年の6月の総務文教常任委員会のほうで、本市の目指す義務教育についてという資料で、所管事務調査をされてます。

この自分の直面した課題を解決していって学ぶというところで、やっぱり人それぞれ得意分野があつたりですね、興味があるところがあつたり、あるいは苦手なところがあつたりということがあると思うんです。興味関心だったり、得手不得手に添った形で、この画一一斉の授業じゃなくてですね、それぞれの個人の特性に合った形で学びが進められるような時間割の組み方というか、授業構成、そういったものが必要ではないかなというふうに思います。

それを個別最適な学びと呼ぶんではないかなというふうに考えるんですけども、今、この本市の目指す義務教育についての資料を見ますと、やっぱり不登校とかですね、特別支援教育に係るところで、この個別最適な学びを、授業が展開されているというふうに考えるんですが、もちろんそういった方々、そういった子どもたちの支援というのは大切なことだと思いますし、現状、取組は安芸高田市で進んでるほうだというふうに認識をしているんですけども、個別最適な学びというのは、そういった方だけではなくて、全ての子どもたち、学習者に対してそれぞれ

の最適な学び方があるんだと思うんですけれども、今、この本市が目指す義務教育についてを拝見すると、そのように捉えられてないのかなというふうに、ちょっと疑念を覚えるんですが、その辺りについて、ちょっとお考えをお聞かせいただければと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

今、指摘がございましたように、個別最適な学びというのは全ての子どもたちに通じることでありまして、一部の子どもたちのためのことを指すわけではございません。

そういう面でいうとですね、やはりいろんな問題を抱えている子どもたちに対しては、そういう取組も必要ですし、通常、一般の教室にいる子どもたちの中でも、やはり学習の進度によって少し差があるとか、いろんな課題がございます。そういうところが、やはりテスト等をしますと、その結果が出てまいりますので、そこらを見ながら、どこが弱いと、そういうのも個別最適というところで言うたときに、どこを今から力を入れていかなきゃいかんというようなことをですね、学校の中で、教員の中ではしっかり研修をして、それを次に出していくというような取組をしているところでございます。

○石 飛 議 長

以上、答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

今の個別最適な学びという文脈の中でいうと、ここには書いてないけれども、各学校のほうでやってるよという、そういう御答弁だったと認識してよろしいでしょうか。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

各学校では、やはりそれぞれのクラスの状況であるとか、それぞれ個人の学びの理解度の把握というのは常々しておるはずですので、それに基づいて、じゃあ、どういうふうにしていくのが最適かということについては、学校のほうで考えて取り組んでいくというふうに思われます。やはり、この教える教員の側のスキルとの兼ね合いもございますので、そこらはしっかり研修のほうを充実してまいりたいというふうに思います。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

はい、分かりました。

では、次の質間に移りたいと思います。

(3) 公の学校は何のためにあるのかについて議論をしたいと思います。

先ほど来申しますように、誰だって自分が生きたいように生きてきたという思いはあると。それがただのわがままじゃいけないというのは、先ほど話したとおりで、もし誰もが自分の自由だけを主張してやり

放題、やりたい放題、好き勝手に振る舞えば、当然、対立や争いが生じてしまします。

そこで、先ほど紹介した書物ではですね、私たちは自分が自由に、生きたいように生きたいのであれば、他者の自由もまた認めることができなくてはならないと言い、これを自由の相互承認の原理というふうに提示しています。

対立や争いが生じるときに、お互いの自由を尊重しながら対話を通じて折合いをつける。合意をし、ルールに基づきコミュニティや社会を運営する。この自由の相互承認の原理を理解し、その感度を身につけること。また、これを自分の出身、家柄等にかかわらず、社会全体で共有すること。これが公、学校教育がある、このために公教委はあるんではないかというような答えを、この書物では出しています。私はそのとおりかなというように思うんですけれども、このことについて、所見を伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

教育基本法第4条、教育の機会均等等に、全ての国民は人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育を受ける機会を奪われてはならない。国及び地方公共団体は、教育の機会均等を確保するため、教育上必要な施設を設置し、学校の制度を整える等適切な方策を講じなければならないとあります。

あらゆる子どもたちに質の高い教育を提供するために、地方公共団体の責務として公の学校を設置しているという状況です。

先ほど言及のありました苦野氏の部分の引用、それもですね、これに当たるのではないかというふうに思います。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

教育基本法の部分で、全ての子どもたちに平等に教育が与えられるというところを引用していただきましたが、先ほど私のほうで言及しました日本国憲法の第12条も、その自由について、国民はその自由を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する、責任を負うとあります。

で、当然、憲法のほうがですね、上にくるわけなんですけれども、公共の福祉という言葉をですね、自由の相互承認というふうに読み替えることもできるんではないかなというふうに思います。

つまり、みんなで話し合って、みんなの思いが折合いをつけていく、そうしながら誰かだけを特別じゃなくて、みんなで合意を形成しながら社会を運営していくと、そういう社会をつくっていかなければならぬというのは憲法に規定されるところで、で、これを、この感性を学校教育の中で、学校生活の中で子どもたちに身につけてもらうと、そういう

必要があるんではないかなというふうに思います。

子どもたち、当然いろんな活動をしていれば、いろんなトラブルがあるって、どうしたのと。やっぱり一概に駄目だと言うんじゃなくて、それぞれどういう思いがあって、そういう行動に至ったのか。その行動に至ったときに、それぞれの思いを聞いて、お互いどう思うのか。このまま争いを続けていたら、どんどんけんかがエスカレートしてしまいますし、最終的にはどっちが強いのかみたいな話になってしまうと思うんです。そうではなくて、お互い同じ権利を持った者として、どう折衷をつけながら生きていくかということを常に話合いをしながらお互いが合意できるところを探していくというプロセスが必要なんだろうというふうに思いますが、改めて、この自由の相互承認という原理について、これは学校のみならず社会全体、我々の暮らす社会でもそうだと思うんですけども、そういった感性を子どもの頃から、やっぱりしっかりと培ってきてほしいなというふうに思うんですけども、その辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

議員の御指摘になりますように、自由の相互承認いいですか、お互いがお互いの自由を認め合って、その中で、一番よりよい方向性というものを見出していく。で、それは合意が大切ですし、そういった取組というのは、やはり教育の中でも根本に置くべき考え方だというふうに思っております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

ある程度思いが共有できましたので、次の(4)に進みたいと思います。

まとめてみると、全ての子どもたちが自由になるための力を育み、自由の相互承認の感度を育むということが教育の本質ではないかと、私は考えるわけですが、その辺りもある程度、認識は共有できたというふうに思います。

こうした感性を共有した上で、対話による合意形成によってルールを定め、自分たちの学校・社会を自分たちでつくっていくという主体性を育み、子どもたちのみならず、市民全体で共有できる状況をつくっていく必要があるのではないかと考えます。

一方で、現行の安芸高田市教育大綱や教育振興計画を確認すると、子どもたち一人一人の生きる力という言及、これは自由につながるところだと思うんですけども、まあありますし、他者を尊重するという意味では、先ほど自由の相互承認という部分も読み取ることができます。が、今申した、対話によって合意形成をしてルールを定め、自分たちの学校・社会を自分たちでつくっていくという主体性の部分については、言及が乏しいんじゃないかというふうにと感じています。このことについ

ての御認識をお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

先ほど来も議論もさせていただきながら、私も教職課程を受講しとったときですね、こういう議論をしたなというのを思い出しながら聞かせていただいておりました。

質問にお答えいたしますけども、教育大綱は本市の教育行政の基本指針となるものであり、教育振興計画は本市の教育大綱を受けて、本市教育の進むべき方向性と施策等を総合的に示したものとなります。

したがって、教育の大きな方向性を示すものであり、指摘のような部分についての言及はしておりません。

ただし、対話による合意形成によってルールを定め、自分たちの学校・社会を自分たちでつくっていくという考え方は、私自身も市民との対話を掲げていることもあります、非常に大事であると感じております。

対話をする相手によって、または場所によってですね、いろんな意見が出ると思います。その中で、どういうふうな、これ数学等だったら1足す1は2という一つの答えしかありませんけども、それ以外のいろんな部分では、どこかで折合いをつけるというか、方向性を示すときには、この対話というが必要でありますし、その対話の中に自分の意見をしっかりと出せるために学ぶということも必要なんだと思います。

そういう意味で、御指摘の点については、私も非常に大事であると思っております。

以上です。

答弁を終わります補足を。

猪掛教育長。

教育大綱あるいは教育振興計画への言及については、ただいま市長が答弁したとおりでございます。

で、対話による合意形成ということでございますが、これについても、小中学校の特別活動の学習指導要領にも言及がございます。本市小中学校でも、とりわけ重要視しているところです。また、広島県内の自治体の中でも、全小中学校でいち早く校則の見直しにも着手をしております。児童生徒を含め、対話による合意形成を図り、ルールを定める取組をしているところでございます。

答弁を終わります。

南澤議員。

今の御答弁、教育大綱や教育振興計画に、その文言はないけれども、大事なことだと、重視してるという御答弁だと受け止めました。

では、次の質間に移ります。

教育基本法の第1条に、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国

民の育成を期して行われなければならないとあります。

で、その後半部分、平和で民主的な国家及び社会の形成者としてという部分は、まさに今お話ししましたとおり、対話による合意形成によってルールを定め、自分たちの学校・社会を自分たちでつくっていくことであると考えられます。

先生たちが勝手に決めたことに従わせられるということではなくて、自分たちがお互いの自由を尊重した上で決めたことだから守る。

もし決めたことに違和感があれば、また話合いの上で変えていけるという感覚。これは、つまり主体性だったり、主権者教育だったり、当事者意識というもので、これを育む指針を教育大綱や教育振興計画で示していくべきではないかと考えます。

この問題について、市長及び教育長の考えをお伺いできればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

その対話の重要性については先ほども述べさせていただいたように、私も十分理解しておりますし、必要だと思ってます。

議員指摘の内容については、本市の教育振興についても大変重要なという思いでいます。

よってですね、時代の変化やニーズ、次の学習指導要領の改訂などを見極めて、次期教育大綱策定の際にはしっかりと、この辺をくみ取っていきたいなと思っております。

ちょっと話は変わるといいますか、関連ですけども、私も先ほどからずっと聞かせていただきながら、不登校が、今、安芸高田市で大きな課題となってます。

そういう中で、教育の制度、明治ぐらいから150年ぐらいで、みんな同じ方向でいこうという感じでシステム化されたんだと思います。そういう中で、時代が変わってくる中で、それにシステムのおかげで苦野さんの文献とか、いろいろ見させていただきましたけども、おっしゃるとおり、システムになじまないお子さんが最近出てきて、だから友達関係とか先生との関係とかでなく、そういう後決めで同じ方向を向けてやる教育が、不登校のお子さんを増やしているという部分、多分あるんだろうというのは否めないと、私も思いました。

そういう意味で、多分、南澤議員も思っておられるんでしょうけれども、福島県の学び舎ですね、そういうところの、安芸高田市もどうかなという思いもお持ちなんかなという、思います。・・・学校の中で、そういうところも、私も本当に、この不登校についてはどうにかしなくてはいけないという思いがありますんで、教育委員会としっかりと、その辺は連携しながらやっていきたいなという思いを、ちょっと申し添え

させていただきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

引き続き、答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

先ほどの考え方、教育振興計画で示していくことにつきましては、教育委員会のほうでしっかりと検討していきたいと思います。

本市では、子どもを大切にするということを大前提として、日頃から小中学校へ指導し、教育活動を行っています。

子どもに寄り添い、思いを教示しながら教育活動を進めていくことも、安芸高田市の学校文化として確立していきたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

重要性は共有できて、今後の教育大綱だったり振興計画にのってくるというようなところが、可能性として大いにあるなというふうに捉えました。

でですね、統合、中学校統合のことを引合いに出したんですけれども、これから新たな中学校をつくっていくと。今6校ある中学校を一つにまとめていこうという中で、ルールですね。今、学校のルールといえば、一つは校則っていうことになるなんかと思いますが、こういったものも、やはりある程度たたき台は必要と思うんですけれども、そのたたき台、出てきたものについて、やっぱりそれぞれ児童というか生徒ですね、生徒だったり保護者だったり、こういった方々が、やっぱり話し合って、自分たちで子どもたちの外へ行く、巣立っていく環境をつくっていくということで、校則ないしは学校の決まり事をですね、自分たちでつくっていくようなこともしていってはどうかなというふうに思います。

というのも、現状、いろんな保護者の話を聞くにですね、統合をするので、今は少人数でやってるけれども、それがちょうど自分が受験の、子どもたちが受験にかかるときに環境が変わって、その受験に大きな影響を及ぼしたら困るな、それぐらいだったら、統合するのは分かってるんだから、統合を避けて私立の中学校に行ってみようとか、よそに行こうかみたいなことをおっしゃる保護者の方も中にはいらっしゃって、そういう意味ですね、この中学校統合っていうのは新たに町の求心力を生む、魅力的な学校をつくって、そこを目指して、みんながその学校に行きたいんだと思うような学校をつくっていかにやいけんときにですね、かえってよそに人が逃げてしまうようなことになりかねない、そういう可能性もはらんでいるんだというのを、いろんな方々の話を聞くとですね、危険性というかですね、その可能性を感じてしまうところがあります。

ですが、自分たちが育っていく、自分たちの子どもたちが力をつけて

いく学校を、やっぱり期待を持って迎えたいと思いますし、そういう学校をみんなで協議をしながら、みんなでそれぞれの自由、尊重しながら合意を形成していって、で、つくっていく。駄目なら変えていける。駄目というか、やってみて、ちょっと違うなと思ったら変えていける。自らの学校、自らの町を自分たちでつくっていけるんだと、そういう町の一つの、そういう方向性に町が動く一つのきっかけになるんではないかなと思うんですけども、そのような形で学校のルール、みんなでつくっていくような取組を今から進めてはどうかなというふうに思うんですが、その辺りについて、お考えをお聞かせいただければと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

中学校統合に関わってということでございますけども、御指摘のようですね、統合はもう少し先になりますけども、今現在、統合した学校を、どういった学校づくりをしていくのかというビジョンのところ、その検討を始めているところでございます。

で、ビジョンのたたき台ができましたら、また皆さんとも共有させていただいて、いろんな御意見を賜りたいというふうに思います。

校則については、まだ、その段階的にはもう少し先のお話になると思いますけども、いろいろ文部科学省が出ておる生徒指導提要などですね、校則の見直しというところに、児童生徒自身が参画をするということは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながりますというふうにも書かれております。また、たたき台等を示しながら、子供の意見も取り入れられるような環境、そういった進め方というものを心がけてまいりたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

検討していただけるというような答弁だったかと思います。

でですね、この町全体のことを考えても、やっぱりこの町、今、大変人口減少も含めて財政も含めて、厳しい状況にあるんだろうというふうに思います。

執行部の皆さんにおかれましては、その状況を捉えて、どんなことができるかっていうのを、常日頃一生懸命考えて、実行してくださってるなというふうに感じているんですけども、この町全体の、私は見聞きする雰囲気として、やっぱり行政、何とかしてくれというような住民の声がすごく多いんだろうなと思うんですが、今ある、この限られた財源の中で、やはり行政だけでどうにかなるような問題でも、もはやないんではないかなというふうに捉えています。

そういうときに、どうしていかなきやいけないかというと、やはり自らの町を自分たちで話し合って、どのようにしていくのがいいのか、何ができるか、やっぱり自分たちでどうにかしていかないといけない、

考えなきやいけないんだと思うんですね。

人のせいにばかりしていても、行政が悪いんじやとか、市長が悪いんじやとか、議員が悪いんじやとか、そういうようなことで言う、そういうことを言っていても、結局、誰かが悪くて、今苦しいのは誰かのせい、自分のせいじゃないとなれば、人は動かないわけで、だけど、自分たちで考えて自分たちで決めたこと、これ誤ったなら、また変えていけばいい。自分たちの未来は自分たちで変えていけるんだと、そういう実感を持った町ができれば、やっぱり町が活力を帯びてくるんじゃないかなというふうに考えます。

それで、対話を通じて合意形成をしていて、自分達の決めたことで町を運営していく、自分たちが町を変えるんだと、そういう町の市民のプライド、誇りを持った町にしていくためにも幼い段階、学校教育の段階で、こういったことをしっかりと伝えていくべきだと思いますし、学校教育も通じて、私たち市民一人一人が自分たちの町を自分たちで変えていけるんだと、そういうふうに、この町、つくっていけるんだという誇りを持てるようにですね、なっていかなきやいけないと思います。

そういう点で、まちづくりにおける集大成というかですね、主権者だという自覚、当事者意識が大変必要だと思うんですけれども、この辺り、市長はどのようにお考えでしょうか。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

ありがとうございます。

私も住民協働のまちづくりというのが昔はありましたけども、やはり行政にやってもらうという感覚から、やはり自分たちができるとこ、ここまでできるけど、こっから先は、やっぱり行政の支援がないといけないというぐらいの市民の皆さんの協力もないと、これから、この財源の厳しい、そして人口の少ない町では、それは成り立たないんだと思っております。

そういう意味で、昔の振興会の話に戻しますけども、振興会活動が、かつて高宮町で展開されてたのは、そういう住民ができるとここまでやり、どうしても手の届かないところを行政が支えるというような形がうまく回ってたんだと思います。それを合併当初、安芸高田市広げて今日まできたのですけども、ちょっとこの間、そういう地域と行政の関係というのがちょっと、多少変わってきたんかなという思いはしてますんで、繰り返しになりますけども、地域振興会、集落支援員あるいは支所の見直しというところではそういうところを、少し時間がかかるかもしれませんけども、もう一度、そういう役割をですね、市民と行政、あるいは企業、いろんな立場での役割というのをしっかりと、はっきりとしてですね、一緒に前に進めていく行政でないといけないという思いをしております。

そうでないと、やはり持たない。持たないというか、やっていけないと思います、これだけ広い面積を持って人口が少ない中で、インフラも限界があります。そういうところをしっかりと課題を共有しながらやっていく形を取っていきたいなど。で、コンパクトにするところはコンパクトにする、集中と選択という言葉ですかね、そういうところをどういうふうに、分けて納得していただければ、そこで、やはり対話というのが当然出てくる思いますので、そういうところもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

はい、南澤議員。

○南 澤 議 員

やはり、自ら暮らすところは自らつくっていく、自ら治めていくのが自治だと思います。そういうところを目指す上で、やはり我々議員も大きな役割を担うんだと思いますので、皆さんと対話しながらですね、よりよい未来をつくっていきたいと思いますし、先ほど来、同僚議員も質問の中でですね、やっぱり町の魅力ということがあったんですが、それは、やはり自分たちでつくっていけることだと思いますんで、それがみんなで協力して町、未来をつくっていける、そんな町にできるように、これから頑張っていきたいと思います。一緒に頑張っていきましょう。

以上で私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、南澤議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため、14時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

12番 熊高議員。

12番 熊高昌三です。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず1点目、政策についてということで、大きくで出してありますけども、藤本市長就任後、1年余りが経過しましたが、市民との対話を重視するという、公約どおりの1年間であったでしょう。

市長は市民と対話する中で、どんな安芸高田市の姿を、あるいは未来図を描かれたのでしょうか。当然、第3次総合計画に基づいた方向にあるのでしょうか。

ここで市長にお尋ねしたいのは、藤本市長がリーダーとして頭に描か

れている姿、何のために将来に向けて種をまこうとしているのかをお聞きしたいと思います。

まず、①として例えば神奈川県真鶴町は30年前からのまちづくりを継承した町です。そのままの真鶴町を残そうとしている、その中にスマートシティあるいはコンパクトシティの考えも入っていると、私は受け止めています。

その上で、真鶴町の姿を描いていると思うということで、藤本市長の描く安芸高田市の姿をお伺いたいということで、まず第1点お聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

熊高昌三議員の質問にお答えします。

人口減少が今後も続くと予想される中にあって、コンパクトシティの考え方方が欠かせないと思っております。市民の暮らし全体に必要な機能の集まる中心拠点と、地域住民の日常生活に必要な機能のある地域拠点を公共交通で結び、利便性を確保するとともに、生活に必要な機能・施設を維持するという、いわゆるコンパクト・プラス・ネットワークという考え方です。

議員が例に挙げられました真鶴町、私も基本計画等をちょっと打ち出して見てたんですけども、面積が7キロ平方メートルという、とてもコンパクトな町で、本市のように広い面積を持つ町とは、ちょっと状況が違うんかなという思いはしますけども、将来を考えたときには、やはりコンパクト・プラス・ネットワークの考え方が必要だと思います。

また、DXの推進によるスマートシティの考え方も重要と捉えております。

人口減少に合わせて行政のスリム化を進める必要があり、現状の仕事の進め方の下では限界があるというふうに思っております。

DX技術を積極的に取り入れることで、抜本的に仕事のやり方を変え、行政組織のスリム化と併せて、市民にとっての利便性の向上を同時に実現できるはずと考えております。人口減少が続く先の将来を見据えて、将来に対応する施策を今のうちから打っていく必要があると思っております。

真鶴町はのんびりとスローライフを送る町ということをスローガンに展開をされておりますので、この中を見させてもらって、安芸高田市にも取り込めるものがあるようなので、その辺もしっかりとやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○石 飛 議 長

おっしゃるように、真鶴町は小さい町ですから、コンパクトシティ、

そういうものはつくりやすいというふうに思います。

だからこそ、安芸高田市は6つの町が合併してできた町です。合併当初、それぞれのエリアを3つに分けてやってきた美土里、高宮、吉田、八千代、向原、甲田という3つの町を中心的につくっていこうという形できましたけども、ここ20年たって、そんな方向にはなかなかいってないのかなという気がするんですね。

そういうことを受け止めた上で、市長がどんな絵を描かれようとしているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 合併当初は確かに3つのエリアにまとめてのまちづくりとか地域づくりを考えておられたんだと思います。

現状、しかし、予想を上まわるスピードですね、高齢化、人口減少が進んでおります。コンパクトシティ、一極に集中するという考え方も必要ですけども、そこにはちょっと無理もあるんかなという思いがします。

そういう意味で、今思っているのは、やっぱりコンパクト プラスネットワークという旧町、支所単位のエリアを、やはり一つの、一旦の用事が済ませるエリアにして、そこからまた、中央の吉田というワンステップをおくむことが、やはり今の高齢化あるいは公共交通のちょっと難しい時代では考えなくてはいけないのなっていうふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 私も合併当初、高田町の議長として合併協議をさせていただきました。副市長も、その当時、幹部としてですね、いろいろ一緒にやった記憶があります。結局、今の藤本市長の責任にするつもりは当然ないんですけども、やはり今でこそ新しい時代に向けてどうすべきかというのをですね、もう動く必要があるかなと。

この1年間、市長の答弁、いろいろ見させていただきました。今日の、この間からの答弁も見させていただきましたが、検討するとか、そういうものが非常に多いんですね。要はスピード感がないという感じ、そして危機感もない、そんなふうに受け止めて聞かざるを得んかったということです。だからこれを、あと残り3年弱でどのようにしていくのか、そういう意味で、藤本市長が描く、この安芸高田市の当面3年先をどこまでやっていくのか、総合計画という形の中でいろいろ議論がされるということはありますけども、総合計画を見てなかなか、20年サイクルの計画の中で5年、そういうものをつくるっていくということなんで、これは国とかの流れも含めていろいろ制約のある中でつくらざるを得んというのが、実態あるんだと思うんですよ。

しかし、現実はもう人口は20年待たずして1万人を切るという状況になるんですね。これは、この3年間の取組というのが非常に大事なポイントになってくるんだろうなという思いがしてます。

対話というのは非常にいいというふうに思いますけども、いろんな観点でいえば、市長は選挙で選ばれたリーダーです。ですから、対話という形で、対等な立場で対話をするというのは悪いことじゃないと思いますけども、リーダーとして、市民の皆さんに選ばれた市長として、こんなふうにしていきたいんだという中で提案をしながら市民の意見を聞き、市民の意見のようにならないことがあっても進めていくということは必要だと思うんですね。そういう考え方の中で、どのように改めて考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

まあ私の政治スタンスといいますか、スタイルがそういった評価になるということは、私も真摯に受け止めさせていただきたいと思います。

私の目指す安芸高田市というのは、先ほども言いましたように、やっぱり旧6町周辺地が広いんで、やはり一旦は今回支所機能の見直しはしますけども、ちょっと支所に関するコストを抑えながら、やっぱり支所の周辺をもう一度にぎわいのあるものにしたいという思いは持っています。

そういう中で、振興会の力というのは、やはり必要なんだと思います。行政の手の届く範囲というのが、どうしても限界が来ますんで、そういう意味で、振興会ももう一度見直すというか、今の時代に合った、昔のような振興会だと維持はできないと思いますので、そこは従来言つてますように、今の時代に合った振興会にして、やっていきたい。そして、私も前市政、あるいは以前の市政のやられたことを全て、今は戻しとるという思いもございませんし、できないものは引き続きそのまま継続させてもらっています。

市民の皆さんからすると、その辺が戻していただけるんではないかという期待を込められた方もいらっしゃったんだというふうな声も聞きますけども、そこは、やはり執行部としっかり判断しながら、最終的には私の判断で、今進めさせてもらっておりますけれども、1年足らずで動きが見えない、甘いという御指摘については真摯に受け止めさせてもらい、引き続き、この三、四年間のうちで、ある程度の成果、私なりの成果を出さなくてはいけないと、これは、政治は結果が責任となるということなんで、結果を出すように、今いろんなことを、今はまいておりますけども、全てはここで、今結果が出せないというのが、お知らせできないということもありますんで、徐々に、この結果というのは皆さんに感じてもらえるというふうに思っておりますし、そういう結果を出すように、今頑張っております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

厳しいことを言わざるを得んという、それは、この厳しい社会状況の中で、安芸高田市をどう生き延びさせていくことなんですね。それには、やはり素早いリーダーシップを投入する必要があるんだろうと。

前石丸市長、4年足らずの間に、いろんな方向を示してきました。その中で、藤本市長も石丸前市長の政策が全て悪いとは思ってないというふうな確認も、当初したと思いますけれども、ただ、手法としていろいろ厳しいとこがあったということです。その4年足らずの中で、あれだけのインパクトを持ってやってきたというのは、ある程度こう、リーダーとしての走り方が、激しくやってきたという結果が逆にあるんだと思うんですね。それを、アメリカでも、よく大統領になった1年間はハネムーン何とか言って、ありますけども、もう1年過ぎました。この1年過ぎて、あの3年でどうするか、先ほどの支所の問題、これも支所に相談をしてるということですかね、を言ったりとかことでした。これもうまくいってませんよね。うまくいきそうにもないと、私は見てます。

だったら、どんなふうにいかかというのを素早く展開を変える必要があるだろうなと思います。

支所の在り方については、随分、支所に予算も持たして、支所の権限を持たしてということを言いましたが、これだけ急激に人口が減少してきた中では、支所機能そのものが本当にどうするのがいいのかっていうことに、私はなってきたと思うんですね。

そういう意味では、高齢化が進んでおりますので、振興会の皆さん、本当にぎりぎりいっぱいでお世話ををしていただいとるんだと思います。この間、議会の懇談会で、多くの皆さんから、特に若い人で、まあ若い人が60代の人ですけども、振興会の役員を受けた方が何人もいらっしゃって、もう限界です。地域相談員の、またその相談員がいるんだというぐらいの、まあ冗談でもない本気でおっしゃってましたから、抜本的に、これはどう考えるかというのを、私は市長にもう一度示していただきたい。

今の時点でどのような、私の意見に対して考え方があるか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

集落支援員の選任が、今スムーズに、思うようにいってないといのが現実です。そこは失敗というか、とは思ってません。

今、これは絶対にやりきらなくてはいけないと思ってますんで、各、まだ決まってないところがありますんで、そこの町については、今担当課と併せて、丁寧に、今人選をしているところなんで、これは早急に人

選をしてですね、軌道に乗せていくみたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

だから、そのところをどのように組み直していくのかというのが、こういう議論の中で、市長の考えが浮かんで出てくるというのを、私は期待をしておるんですね。また、執行部と全体で話をしてるということでしょうけども、やはり執行部の皆さんは、トップが言われたことをきちんとやるというのが基本的には仕事です。その方向を示すのが藤本市長なんですね。

ですから、それがもし失敗に近いような形だったら、新しい展開を、じゃあ、みんなで考えてどうするんかというふうな指示をするという立場にあるんだと思うんです。

その辺で、もう一度お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

集落支援のことに限って言えばですね、今、人選が難航しとるということで、担当課のほうとも話をしてですね。これは人選なんで、こちらから、この人にというわけにも今はいかず、そこは確かに手詰まり感はあります。

しかしながら、そこは継続して、今、地元との協議を進めておりますんで、振興会の役員が、やっぱり成り手が高齢化になってるということもあります。そういう意味で、この振興会のまとめる役というのがどうしても必要ということで、今、集落支援員を配置という計画で進めています。そういう意味で、まあ総合的に支所機能の見直しの中の一つが集落支援員ということになってますけども、そこは急いでやるよう。今、方向は、今そこの集落支援員を求めるということに関しての方向は変えてませんので、そういう意味で、今、指示をしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

提案されたことは、私も認めて、これまでいたわけですから、その提案されたことが悪いというふうには、私は思ってませんでした。

ただ、これだけ時間がたっても、その結果が方向性として見えてこないということは、どっかに問題があるんだろうなと。

どっかにというのは、やっぱり集落とか各旧町、ここの中の、やっぱり高齢化が非常に進みすぎてるということですよ、思った以上に。

だったら、それに対応するべき形というのは、また新たに考えるべきだろうと思います。

これは基本計画の中で考えてることですが、もうそれでは間に合わん

ところで、今きてると思うんですね。

この間、議会の懇談会で感じたのは、やはり、もう抜本的にスクラップアンドビルドぐらいの関係で、振興会そのものを若い人に任せていくとか、そういった形でないと、この場はやり切れないのじゃないのかなというふうに感じたんです。

ですから、対話をされるという市長の御見解なんだけども、本当にその辺の対話をしてるんかどうか。というのは、私は議会として懇談会で聞いた限りでは、もっともっと危機感を持つ必要があるんじゃないかという気がしたんです。その辺をもう一度受け止めて、どんなにするのか。今日、そういった結論が出るというふうに、私も思ってませんけども、執行部の皆さんも全部聞いておられるんで、これを共有して、本当に素早く対応するということが必要だろうというふうに思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

集落支援の分の難航の分は、いつまでも人選ができないということではいけませんので、それは外部から選ぶとかいうことも含めて、その若返りのとも含めて、それは担当課とも話をしておりますんで、タイミングとか、時期が来ましたら、そこを切り替えてやりたいと思います。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 ぜひとも、時間はありませんので、今年の冬ぐらいまでには、その方向性というのを執行部の皆さんで議論をし、あるいは現場の状況ももう少し把握をされて対応することが必要だろうというふうに思っています。

コンパクトシティの視点で言いますと、今回、保育所、認定保育園ですか、の場所が決まりましたけど、私は、あそこでいいとは今でも思ってません。土地の買収については、賛成はさせていただきましたが、災害を防ぐためにそういった場所を選んだという市長の熱意に、まあここは賛成しておくべきだろうというふうに思いました。

こっから先が田んぼアート公園のところのつくり方とか、そういったものもまだ見えてきません。だから、全体としてコンパクトシティをつくっていくという方向の中では、旧吉田町の人口は全体の、吉田町の人口からすれば、旧吉田町のほうが4%ぐらい減少率が高いんですね、これから20年足すと。そしたら、旧吉田町そのものがすたれていく可能性があるんですが、地域的には狭いですし、旧街並みがあるから、なかなか手が入れれない。

例えば、私も三次に行くことが多いんで、よくよく見るんですけども、旧三次町がありまして、昔は十日市の田んぼばかりだったんです。今、

十日市のほうが駅前も整備されていますし、合併して三次市の十日市のほうを中心に、いわゆるコンパクトシティになりつつあるんだなというふうに感じます。

この間、ほかのことで福岡市長とも話をしたんですけども、政治の流れを随分、こううまくつないできたなというふうな感じで評価をさせていただきますというような話をしたんですが、これから先、可愛のほうとか、八千代なら抜けても、あるいは川向こうの、あれはどこですかね、あっちのほうも広いとこがありますよね。

ただ、そういうことを考えたら、長期的にコンパクトシティの中心を本当にどこにするかという考えの中で、保育園のことはありましたけども、これから、さっきあった中学校の統合の問題も含めて、どちらに本当にコンパクトシティのメインを持っていくのかというのを、もう一度考える必要があるんかなという、私もこうずうっと動きながら考えてきてるんで、前言ったことと違うじゃないかというふうに言われるかも分かりませんけれども、それだけスピード感のある社会になってるということなんで、その辺をどんなふうに受け止めておられるか、改めてお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

町のコンパクトシティ、中心をどこに据えるかという思いなんですけども、これはもう、この旧吉田、ここの吉田に置く、メインと置くいう考えに変わりはありません。

それは現在のいろんな施設を考えたときに、これを、人口が減るからって、よそに動かすということは到底無理だと思います。民間のほうが、もう今ここに固まってるんで、ここを中心と考えていくという想いでいます。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

先ほど20年先の人口のことを言いましたけども、旧吉田町は減ってるんです。吉田町全体からしてもですね。減らざるを得んいう地形なり環境があるっていうことです。それを踏まえて、やはり20年先のコンパクトシティというのを考えたときには、もっと広い視点が要るということを申し上げておきます。

これは答弁要りませんけども、それがあれば、してもらってもいいですが、今の答えには、私は賛同できないという立場で申し上げておきます。

じゃあ、2番に入りたいと思います。

市長は、国などへの要望活動に力を注いでおられるように見受けるが、具体的に要望活動の内容、回数についてお伺いしたいと思います。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
要望活動の内容や目的としては、将来にわたって持続可能な安芸高田市に向け、本市の地域の実情や地域が抱える特有の課題、少子化、インフラの老朽化、有害鳥獣、農業問題などを国や県に伝え、その解決に必要な予算や法改正、制度改革などを求めることです。  
こうした取組によって、地域住民の生活向上や経済の活性化を目指していくこととなります。  
そのため、現在、国や県に対して地域の声を、実情を届けていくことは、安芸高田市を築いていくために必要不可欠なものと考えております。  
私が就任した後、国や県等への要望回数についてですけども、現在、安芸高田市が加盟というか、今参加しております期成同盟会等の合同要望というのがあります。これと独自要望の2種類についてお答えします。  
期成同盟会等の合同要望については23回行っております。独自要望に関しては、要望活動の案件ごとに取りまとめると、6回ほど行っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高昌三議員 同盟関係といえば、全ての自治体が共同して国を動かすという形に力を入れるんだと思いますが、これはほかの市町もおるわけですから、なかなかうちだけという形にはならんと思います。やっぱり独自要望というのが必要だと言うんであれば、そこにポイントを置くべきだと思うんですが、独自要望について、もう少し詳細をお伺いしたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 独自要望はですね、今行ってきたのは県道及び県管理河川の要望事項、あるいは土木関係が多いですね。そして、JA吉田総合病院に関する要望、そして今回、交付決定をいただきましたけども、郵便局の利活用に関する要望、そして最近行ったのはですね、令和8年度、来年度の予算に向けての要望ということになっております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高昌三議員 郵便局の活用という要望という形で、先般、今試行的にやってるという形なんですが、この秋に、ある程度一定の試行実績というのが報告されるということですが、あれからすぐ考えたんですがね、支所があるとこ、ないところ、その郵便局との関係でいえば、全部の郵便局が要るんだったかなと思って、改めて考えたんですよ。

最終的には、試行してみての結果を伺いますけども、本当に全部の郵便局に投資をする必要があったかなというのを、今さら、私は思ってるんで、そのときに説明に賛同したんですけども、その辺の見通しというのは、今のところ、どうなんでしょうか。お伺いしたいです。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

郵便局、支所機能見直しという中で、郵便局の利活用ということでそちらへ、窓口の交付事務ですね、住民票、納税証明、いろんな手続関係を郵便局へお願いするということで、これは総事業費が2,983万円かかりますけども、2,000万円の補助、そして残りの980万円が一般財源ということでしたけど、この一般財源部分も県のほうからですね、2分の1補助を出すというお話をいただきましたんで、そこもちょっと要望の結果だったかなと思います。

そういう意味で、全部の郵便局、必要かということですけども、一応、基本的には支所から窓口業務を撤収しようと思っております。人員的にもう本庁へ引き揚げるということです。

で、集落支援員あるいは相談業務を、今の文化センターと合わせて配置するということで、人数的には、今五、六人いるのが2人ないし3人ぐらいの人になるということで、そういうところを思っております。

で、今まで逆に支所機能の近くにはそういう郵便局をお願いすることは無駄になるからやめようということだったんですけども、支所機能を撤収する、そういうことによって、支所を改修する、今度は経費をだいぶ抑えられるということで、支所のあるところの郵便局をお願いするということになっております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

先ほどの要望の内容で、国が6件ということで、これは道路関係だったら、県も必要になってくるのかなと思うんで、県との関係も含めて、そこはうまく要望できるということでしょうか。

具体的に例があれば、お願いしたいと思います。

答弁を求めます。

藤本市長。

やはり、国、県そして市のほうへお金、予算が流れるという流れですんで、県を飛び越して国というんではなくて、やはり県ともしっかりと要望し、調整をしてですね、このことに関しては国のほうへ要望しますということで調整はしております。

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

この6件のうち、実現可能な流れというのは、どの辺まであるんでし

ようか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 これが一つ一つの項目じゃなくて、言った中で何個も要望をまとめてやっていますんで、その中で、ちょっとまだ、このことについて、一件一件の実現可能率を、今、ちょっと出してませんけども、要望することによって、継続の事業もありますんで何割か、半分程度は継続あるいは新規というところでお願いができる、実現するように思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高昌三議員 3番にも少し入ったような形になっておりますが、要は、具体的な成果に結びつくところはどこにあるのか、具体的に結びつくのであれば、その補助金あるいは本市の持出しのお金、そういったものがどの程度の形になっていくのかというのを、3番のほうでお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 すみません、ちょっと先ほど一部お話をしまって分あるんですけども、要望活動は予算の確保と制度の拡充、法律や政令などの改正というふうに多岐にわたっておりますけど、すぐに目に見える形で現れるものばかりではないため、成果を特定するのは難しいという面もあります。

こうした中、要望活動を最も直接的な成果の一つが、先ほど言いました郵便局の利活用に向けたところが成果の一つだと思います。

これについては、先ほどの繰り返しになりますけども、第2回の臨時会において御説明しておりますけども、約2,983万円の実証事業になります。そのうち2,000万円の総務庁の補助、そして残りが、980万円が市単独でやるというふうに説明はしつつありますけれども、その後、広島県のほうから、この980万円に対して、2分の1の補助が出るというお話をいただきましたので、実質490万円の一般財源で、この実証実験ができるということでございます。

要望の数の成果から、必ずしも要望した内容は100%認めてもらうというもんではありませんが、こういった内容をしっかりと国・県に話していく、要望していく中で、政策決定プロセスで議論され、その一部が反映されるだけでも、その地域の声が国・県に届いたことになると思い、このことは貴重な成果だと言えると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高昌三議員 それでは、大きい枠の2番になります。  
行財政についてということで、市民の皆さんから、財政状況はどうな

のかという、多くの意見が前回の議会、懇談会でもありました。

そういう中で、財政説明会はされないかということでお聞きしたいと思いますが、この3月の議会のときに、令和5年度まではこうなりましたけど、令和6年度は予定しておりませんということで、今後は財政状況などは説明し、皆様にお届けをしていきたなというふうに思っておりますという沖田財政課長の答弁がありましたけども、今後どのようになっていくんでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

市民の皆様からも、この間、財政説明会はないんかねという声も直接伺っております。

こういった意味で財政状況を皆さんに御理解いただくためには説明会が必要だというふうに、私も思いますんで、昨年度、1年目はですね、財政状況についてお伝えするというのは、広報で決算の報告等した形でございましたけども、対面での機会は持っていました。

今年度は、そういうものを設けようと思って、今、関係課に指示を出しております。今のところ、11月の14日から18日、19日、20日、21日、22日の計6日間を財政説明会という形で各旧町へお邪魔させていただき、対面での説明会を行いたいと思っております。

以上です。

これはまた広報等で流しますんで、よろしくお願ひします。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

②のほうに入らせていただきますが、①のほうでお伺いして11月14日から6日間やるということですが、このとき、財政は当然ですが、政策についても併せてされるんだろうとは思いますけども、例えば、以前お伺いした無印良品のほう、なかなか今のところ難しいというようなこともありました。

というのが、やっぱり財政説明会をするときに、どうやって収入の財源を確保していくのか、そういう形が必要になってくると思うんですね。それには政策もついてくる必要がありますし、先ほどの議論でもありましたように、地元企業にもいろんな優秀な企業の皆さんのがいらっしゃるといったことを含めて、経済とどう結びつけて、安芸高田市の歳入の部分をどのようにするのかっていうことを、その中で説明は当然されるんだと思いますが、その辺のお考えを、まずお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

説明会の内容は、おっしゃるとおり、財政の状況を説明させてもらい、

プラス、今、ちょうどその時期が、総合計画のパブリックの時期にもなりますので、そういったことも絡めながら政策のほうも一緒に話ができればと思ってます。

まだ、こういうふうにするという詳細のところまでは詰め切ってないんですけども、今、財政と企画のほうですね、その辺を詰めておりますんで、熊高議員の希望されるような内容になるかどうかというのは、結果で、また反対してもらうようになるんかもしれませんけども、一応、そういったことも頭に入れながら組み立てていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

ぜひ、私の思いと合致するような説明会に、ぜひともしていただきたいと思います。

というのは、市民の声もそういったところにあったということで、あえてここで質問をさせていただいてますので、やはり、そういったところを市民の皆さんも聞きたいんだろうなという思いで聞かせていただいてますので、ぜひともそういう準備をお願いしたいということで、この件は終わりたいと思います。

3番の教育についてということで、2025年3月の第3次安芸高田市教育大綱は、幅広く学校現場の最前線で活躍する教職員や子どもたちの教育環境の創出、安芸高田市で学ぶ全ての子どもたちが自立して生きていける力を育むとあります。これは、先ほど南澤議員が理路整然と詳しく話をされた、そういったことで酌み取れましたけども、私のほうは具体的に子どもたちの立場に立って、どんなふうに見えてくるのかなということをお伺いしたいと思います。

まず1番のほうで、海外短期留学事業について、最近、報告もあったようですが、今後も継続されるのか、継続するための財源と仕組みはこのままで進めるられるのか、お聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

次世代リーダー育成海外短期留学事業については、従前から指摘がありましたが、全体への還元ということが課題となっていました。

公平性を担保するためにも、違った形で全ての子どもたちへ還元できるようなものへ変更していくことも視野に入れて、現在検討しているところでございます。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

(「市長も」との声あり)

市長のほうも要りますか。ありますか。

(「財源がある」との声あり)

藤本市長。

○藤本市長

先ほど教育長が申しましたように、公平性を担保するという形で、違った形も検討してあるという教育委員会側のお話です。

財源のほうは、私のほうが担当になりますんで、そういう提案がありましたら、またそこで調整をしていきたいと思っております。

以上です。

○石飛議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

公平性を担保するという、これは石丸前市長のときは生徒会長が行くことが公平性を担保するというような議論であったと思うんですね。このことはどんなふうに受け止めておられますか。

○石飛議長

はい、答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

全体の生徒会の活性化にもつながるということで、そういうことはあったと思います

やはり、でも、今やってみて、全体、各学校での報告会等は開催しておるというふうに聞いておりますけども、なかなか、行った生徒については貴重な体験をしていくって、これからリーダーとしてしっかりとやっていくという自覚もですね、生まれてきてるというふうに思いますが、全体に返すという面では少し弱いのかなというふうに評価をしております。

そういう面で、今回見直しということを考えているところでございます。

○石飛議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

予算は450万円だったですかね。まあかなりの多額の予算ですから、継続するためには、その裏づけが必要だっていうことですし、教育という視点で言えば、向原高校、吉田高校にも支援をしております、100万円ずつですね。こういったことを含めて、財源があったからこそできる振る舞いだったというふうにも見えるんですね。

そういう意味では、先ほどから言いますように、財源をどう確保して、そのことをどう還元していくかという、両道が必要だと思うんですが、改めて、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○石飛議長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

財源については、投資をしなくてはいけないところへはしっかりと捻出というか、考えてですね、投資をするという思いでは変わりはございません。

以上です。

○石飛議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

その答弁じゃ納得できませんが、投資するところはするというのは、それは当たり前のことなんで、投資をしたいことはいっぱいあるわけですよ、我々も含めて。

でも、その財源がないから、投資するところを絞っていくということですから、もう一度、御答弁いただきたいと思います。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

言葉が足らなかったようです

財源、優先順位をつけて限られた歳入というのはある程度見込めますんで、その中で優先順位をつけ、これは選択と集中いうことになるかもしれませんけども、やるべきときには、そこに集中。そして、その中で不足の部分、不足というか、どうしてもできない部分は削減するということも判断をしていくということです。

以上です。

○石飛議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

②のほうに入ります。

以前行われてました各検定試験に対する補助制度について、活用した若い人から、それによって資格が取れたというようなことも含めてあつたわけですが、これを継続する価値があるのではないかなどというふうに聞き及びました。

そういういた視点から、この補助制度というのは継続できないかなという思いで問合せをしております。これも、この3月で継続しないという答弁が教育委員会のどなたかね、津賀山教育課長さんのほうからありましたけど、これについては、その後、考えの変わりはありませんか。

○石飛議長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

この検定試験の補助に関しては、2017年から廃止をしております。

で、当初、9割以上の利用率がありましたが、2024年度の利用率は全体の約3割にとどまっております。

子どもたちの検定を受ける機会を増やすという点で一定の効果はあつたと思いますが、検定試験の性質上、生徒へ強制させるということが適切でなく、活用率から判断をして廃止とさせていただいております。

○石飛議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

だから、これは継続しないということでしょうけども、検定の試験の種類は何種類ありますか。

○石飛議長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

- 猪掛教育長 2024年度の実績で申しますと、英語検定、漢字検定、数学検定、文章検定の4種類でございます。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 熊高昌三議員 熊高議員。
- 石飛議長 これで受験の比率といいますか、これは全て同じような、3割とか4割とか、受験率なんですか。
- 猪掛教育長 猪掛教育長。
- 石飛議長 ちょっと率では出しておりません。人数で申しますと、英語検定が113名、漢字検定が53名、数学検定が15名、文章検定が3名、以上の184名が受験をしたということになります。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 熊高昌三議員 熊高議員。
- 石飛議長 種類が多くなって、受験率が下がったというふうに受け止めざるを得んのですね。
- 猪掛教育長 ですから、必要な検定というのは絞ってもいいのかなという気がするんですね。特に海外留学とか、そういうしたものも含めてやってますから、英語に対しての数字を見ても、結構多いわけですね。そういうものをもう一度振り返ってみて、実施するという考えも必要かなという気はするんで、その辺の考えをもう一度お伺いしたいと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 猪掛教育長 猪掛教育長。
- 石飛議長 今、実際今年度、補助がない形で検定を受ける方もいらっしゃるというふうになっております。
- 猪掛教育長 で、その状況を少し見させていただいて、今後ですね、必要なものと思われるものがあれば、あるという形か、これまでと同じ形にはならないかも分かりませんけども、そこら辺のところの対策というものは検討していきたいというふうに考えております。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 熊高昌三議員 熊高議員。
- 石飛議長 では、4番の人事行政の運営についてということでお尋ねします。
- 猪掛教育長 ①近年の安芸高田市職員の休職者数の推移が増加している。2023年には39名、10.48%となっているが、その要因と対策について、まずお伺いしたいと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 藤本市長 藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
- 猪掛教育長 職員の休職者数については、2023年度39名については延べ人数となります。休職していた職員が引き続き復帰後、休職復帰とかですね、休職を延長した場合も、プラス1名として加算、計上しますので、休職した職員、実数として10名となります。

休職の原因については、身体的あるいは精神的に健康でない状態のものから、新型コロナウイルスの後遺症によるものまで、様々な要因によるものです。

休職者に対しては、医師の診断書を踏まえ、職員の状態に応じて個別に判断し、職場復帰サポートプラン制度等を活用しつつ職場復帰に向けた対応を行っています。

対策については、今後も職場のヒアリングやストレスチェック等、職員の健康管理を定期的に行い、課題の早期察知と円滑な業務運営やコミュニケーション体制の構築に努め、職場環境の改善に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

じゃあ、関係はしますんで、②のほうに移りたいと思います。

退職者数の推移について、定年退職、普通退職、中途退職など、近年の推移と傾向についてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

過去5年間の昨年度までの退職者の状況は、年度当たり12人から20人の退職数で推移しています。

定年退職は、退職年齢が延長となった2023年度を除き、7人から10人、勧奨退職は1人から6人、普通退職は4人から8人となっております。

2023年度は、普通退職者が8人と、特に多い年となっております。

傾向としては、20代や30代の職員の退職が増加傾向にあります。実態は把握できておりませんけども、労働人口の減少に伴う転職市場の活性化や、地域手当が支給され、賃金水準が高い官公庁への転職などが要因だったと分析をしております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

これ24年度はまだ数字としては出てないんですか。さっき報告があつたですかね、24年度。

(「今、23年しか言ってません。24年は途中経過」との声あり)

ちょっと24年度も、途中経過でもお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

それぞれの現在未公表の24年度をお知らせします。

2024年度は6人ですね、病休のほう、休職のほうが。そして、退職のほうが、定年退職は7人、勧奨退職は1人、普通退職は8人、計16人というふうになっております。

- 石 飛 議 長 以上です。
- 熊高昌三議員 答弁を終わります。
- 石 飛 議 長 熊高議員。
- 藤 本 市 長 実態が、数字が多いんで、どうなんだろうかというふうな議論がありまして、まずはとっかかりを一般質問という形で聞かせてもらおうということで聞かせていただきました。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤 本 市 長 藤本市長。
- 石 飛 議 長 実態より、実際のところは、私も把握してないんで、軽々し言いませんけども、私で、頑張っていようという職員さんが増えることは、私個人としては大変光栄なことだと思っています。
- 石 飛 議 長 以上です。
- 熊高昌三議員 答弁を終わります。
- 石 飛 議 長 熊高議員。
- 熊高昌三議員 それは非常に喜ばしいことですが、まあ職員が仕事をして何ばですかね。結果を出していかないと、さっきから厳しく言ってましたように、市長自身が結果を出さないと、職員も一緒に、そのように見られるということですから、それは仕事としてしっかりと体制をつくって、職員とともに取り組んでいただきたいというふうに思います。
- 石 飛 議 長 最後に、ある御住職からいただいた言葉なんですが、松樹千年の翠、松の木は千年たっても緑色ですよと。それは時の人に入らず、まああんまり時の人意見を聞きすぎて右往左往しない、そういったことを含めて地道にいろんなものに取り組んできてこそ、千年、松の翠なんだというふうな、私は捉え方をしますんで、これから藤本市長のそういった意識での取組を期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。
- 石 飛 議 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。
- 石 飛 議 長 熊高議員。
- 石 飛 議 長 おおむね1時間が経過しましたので、換気のため15時まで休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 2時51分 休憩
- 午後 3時00分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
- 山 根 議 員 続いて、通告がありますので、発言を許します。
- 9番 山根議員。
- 山 根 議 員 9番 山根温子でございます。
- 石 飛 議 長 一般質問も最後となりました。よろしくお願いいいたします。
- 山 根 議 員 通告に基づき、大枠1点、市の情報発信について伺います。
- 石 飛 議 長 広報あきたかたの市政の動きにおいて、情報が一部事実と異なる、ゆ

がめられた年月もありましたが、これから本市には市民にとって正確で分かりやすい情報、タイムリーな情報、そして高齢者や外国人など、多様な住民のニーズに対応した効果的な情報発信等に向け、さらに進めていかれることを期待し、現在の市の情報発信について伺います。

市は行政施策、地域情報、イベント情報、防災情報など、様々な情報を発信されております。

現在の安芸高田市では、毎月配布される広報誌、広報あきたかたですね、市の公式情報を掲載し24時間情報提供をするホームページ、さらにはLINE、X、YouTube、Instagram、FacebookなどのSNSを活用した多様な情報発信がなされています。

正確で分かりやすい情報、タイムリーな情報、また多様なニーズに対応した情報などは、生活に密接に関わるものですが、知りたい情報がどこにあるか分かりません、分かりにくくってっていう声を聞くこともあります。

その声を受けて、(1)市の情報発信における市民からの声について、市の情報発信について、市民からどのような声が寄せられているのか伺います。

○石飛議長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 山根議員の質問にお答えいたします。

市民から電話や手紙などで、広報誌に関して、現在、左開きからですね、右開きに変えてもらいたい、あるいはファイル等にとじるために穴を開けてほしいといった要望や、特集記事に関するお褒めのお言葉をいただくことがあります。

また、広報誌の内容向上を目的として年1回、アンケート調査を実施しており、その集計結果については、公式のホームページのほうに掲載しております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 市民からの声の中に、私が聞きたかった言葉はなかったみたいですね。

知りたい情報がどこにあるか分からなってっていうことについては、特に市のほうに言わされた方はいらっしゃらなかつたということでしょうか。

②に入ります。

寄せられた市民の声をどのように受け止めておられるのか伺います。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

市民の皆様からいただいた御意見はですね、担当課を中心にしっかりと

と受け止めさせていただき、内容を十分に検討した上で、より分かりやすい情報を届けできるよう、適宜適切な対応を図ってまいります。

引き続き、市民との生活に寄り添った情報発信に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 市民の声を受け止めて、その答えは先ほど言われたようなものでしたが、本当に再度言わせていただきます。

声なき声というか、議員には聞こえてきても、市のほうには聞こえないという、市民が知りたい情報を見つけやすくするために、どのような対応をお考えか、対応をお答えください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど御紹介したのは、市のほうに入ってる声ということで紹介させていただきましたけども、議員の皆さんのはうに届いている情報がありましたら、広報であれば、秘書広報のはうに連絡をいただければ、その全てが全て、すぐ対応できるかどうかは分かりませんけども、情報発信については、市民の皆さんのお要望に応えて、見やすい、分かりやすいように発信するように努めておりますので、そういう案件がありましたら、市のほうに御連絡をいただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 何件か入っておりまして、まずは市のほうに関わることで、補助金や所得税の還付など、見つけにくいというお声を聞いております。  
これについてはどのように今後対応していくかれるのか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。

○新谷総務部長 補助金等のホームページでの検索でよろしいでしょうか。  
(「はい」との声あり)

○新谷総務部長 補助金等につきましては、ホームページのほうで、例えばトップページのトピックスがありますので、そちらのはうに新しく補助金を創設した場合にはトップページのトピックスに掲載をしてたり、ホームページを開いたときに見えるような形にしていくよう、ちょっと担当課のほうと調整をしていければと思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 こうやって聞けば対応をされるみたいですが、トップページ、トピックスに掲載されても、新しい間はそこにありますけど、だんだん

下がってきますよね。で、どこへいったか分かんないという状況になる。

もうちょっとこう、そういう生活に関わる補助金とか、そういうものに対しては、しっかりとそれが分かるような構成をされたほうがよろしいかと思います。

今後、これからまた同じようなことを申し上げますけれども、そのところは押さえていただきたいと思います。

次に参ります。

(2)情報発信のワンストップ化についてです。

市のホームページでは、くらしの情報、事業者向けの情報、市政情報、観光情報、移住定住、ふるさと納税に分けられています。

くらしの情報には健康・医療、結婚・離婚、妊娠・出産、子育て・教育、高齢者・介護、そしてお悔やみ、引越し・住まい、最後、税金という8つに区分され、安芸高田市の暮らしに関する情報や手続などを案内されています。

一つ目は、より効果的な情報発信をするためには、例えば、子どもが生まれたときなど、複数の手続を1か所でまとめて行えるようなワンストップ化が有効だと考えますが、市の考えを伺います。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

ワンストップ化についてはですね、以前やっておった状況はあるように伺っておりますが、なかなか、その長時間、そこに滞留されて、そこでちょっと列ができるというような状況もあったと伺っております。

そういう意味では、今の形が少し、そういった意味でベストなんかなということで見直したように伺っておりますけども、ワンストップ化については、来られたとき、あるいはスムーズにいけるように、その辺を改善していくように、今考えているところでございます。

以上です。

○石飛議長

以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

そうですね。ワンストップ化すると、なかなか前へ進まないというか、たまってしまうようなことを言われる方もいらっしゃいますが、現在ですね、私が、これは、この波があるのかというふうに受け止めていることがあります。

それは、例を挙げると、お悔やみについてです。お悔やみについて、ワンストップ化については死亡届後の手続を一つの窓口で受ける、お悔やみワンストップ窓口という、待たない、書かない、移動しない窓口で、御遺族の手続を支援しますという団体、自治体があります。こういう自治体は割と増えています。なぜ増えてるのかっていうのを、ちょっと調べてみました。

国の第2世代の地方創生交付金、デジタル実装型の対象事業の例とし

てタイプ1というものがあります。そこには書かない窓口の写真とともに、こういうものでっていうのが載っておりました。

これ、国が交付金を出してるんですね。

デジタル実装型とは、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援することを目的としているとのこと。私もワンストップ化が、デジタル実装型の対象事業となるとは思ってもみませんでした。

ただ、この書かない窓口に見られるワンストップ化は、デジタル実装型の対象事業、国の第2世代地方創生交付金の対象に向けての動きとなる可能性があるよう感じております。

実際、県内でも、これを使われてるような自治体が出てきております。安芸高田市として、市長はこういった、先ほどもありました、国のように陳情要望は何回も行かれてるというのをお聞きしますが、こういった国流れですね。国が何をしようとしているか、それはやはり人口減少の中で、自治体の動きもなかなか、職員が少なくなって難しくなるだろうと。更には、その中で、そこに住まわれる住民の方々が難しい状況になってはいけないというので、まずは優良なモデルとかサービスを活用して、迅速に横展開をする取組をできるように交付金を貸与するような、貸与でもないですね、2分の1負担です。県内でもそういったことが進んでいくんであれば、本市も特性に応じた発展を遂げることができるよう、自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組に向けて、国の支援をしっかりと受けて事業を進めていただきたいと思いますが、そのような国の動きっていうものに対してどのように対応というか、情報を得て対応をされてきているのか伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

はい、お答えをいたします。

まず、議員の御質問はですね、情報発信のワンストップということで、それに市長のほうでちょっと窓口のワンストップと併せてお答えをさせていただいて、情報のワンストップというのは、先ほど総務部長が答えましたように、やはり情報ですから、ホームページの中でワンクリックで最後まで、この目的が達せられるというようなものが、やっぱりホームページでは望まれていますし、その方向がいいんだろうということでお答えをしたところですね。

○杉安副市長

今の御質問は、国の交付金を活用して、そういう、先ほどおっしゃられた書かない窓口とかですね、例えば行かない市役所とかですね、いろいろDXを活用すれば、そういうものがほぼ可能になってくるというので、このDXの取組をですね、今後力を入れていくというのは、安芸高田市としての方向性であります。

で、それにしっかりと交付金を使うように、市のほうとしても対応すべ

きということですね。これは、やはり情報ですから、国が出す情報であったり、民間にも、そういうた有益な補助金であったり交付金なども今はありますので、そういうたものは常に門戸を広くして、こちらから情報を取りにいって、有益なものはどんどん活用して新しいものに取り組んでいくということで、窓口におけるDX課があつたりとかですね、情報発信のホームページを受けるワンストップ化であつたりとか、そういうようなものには対応していくべきだろうと思います。

要望をですね、市長もしっかりと、今、国・県などに言ってますけれども、一番言われるのは、やっぱり補助金を、我々は一つの目標とはしますけれども、行った先でいろいろ安芸高田市の実情を伝えられる、分かっていただけるというところも、要望の大きな利点だと思って、これからもその方向で対応していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員

私の質問がかなり甘く読まれたということでしょうか。

(「そんなことはありません」との声あり)

○山 根 議 員

でも、自治体が厳しいからお願いします、厳しいからお願いします言って、国に言っても、国はもうその次の段階、生き残れる自治体に向けて今動き出してるんですよ。それがお分かりにならなければ、もう安芸高田市の未来はかなり厳しくなります。

そういう意味でも、やはり国とあまり関係を持たなかつた時期が、時間がありますので、なかなか国もこちらに向けていろんなことを教えてくれなかつた。だから、どういうふうな動きになつてるかっていうのを、こちらから言って教えてくれる人間関係、そういうものもできてなかつたのかもしれません。

ですから、これからだからこそ、しっかりと国はもう本当にこれ見えて、令和5年の補正から735億円使ってます。令和6年当初では1,000億円、そして令和7年、当初2,000億円、2倍にしてます。これだけのことを、国はやらなきや新しい地方経済、生活環境創生を進めることはできないと考えてやつることです。

もうちょっと、私が言わなくともそちらから、市のほうから、こういうことに交付金を使いたいというような発言というか、そういうものがあつてもいいんではないかと思います。

まあもっとこれから、先ほどの議員もおっしゃつてましたけれども、厳しさをしっかりと受け止めながら、いかに皆さんの力を絞つて、未来に向けて羽ばたける市をつくつていただくように頑張つてほしいです。

先ほども言いましたが、今まで時間がかかるから元に戻したんだって言って、今やられてる。

だけど、これからは時間もかかるかもしれないけど、それ以上に人が

少なくなる。まあそんな中で、いかに整理というか、仕事がもっともつとスムーズに手早く進めるようになるか、そういうことを、ある意味、もうちょっとこういろいろな市町、特にで、私が見るのは県内でも特に東広島とか福山は本当に早くやっています。

今回ありましたことについてもですね、福山が一番初めに声を出しているんではないかと、私は思っています。

それで、ちょっと市に対する思いのほうが強くなってしましましたけれども、次に参ります。

(3)に参ります。

選挙公報の配布とホームページへの掲載についてお伺いします。

選挙公報は、候補者の経歴や政見などを記載したものですが、紙媒体だと、期日前投票の開始日からの配布には間に合わないため、早期に期日前投票を行う市民には活用しにくい状況にあるとのことでした。

現在、新聞未購読の方には、郵送による配布ができるようになり、新聞折込みと安芸高田市役所本庁・各支所、安芸高田市内の文化施設での備え付け、そして郵送の配布が行われています。

さらに、ホームページにも選挙公報は掲載されますので、早めに期日前投票をされる場合に利用できるようになりました。

①に入ります。

新聞未読者の方は郵送による配布ができるとのことです、利用者は1度申し込みば、次からは継続して郵送されるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

○山平選挙管理委員会委員長 山平選挙管理委員会委員長。

選挙公報は新聞折込みがない地域や、新聞を購読されていない方のために郵送での配布を行っております。

郵送希望の申出をされた方には、中止の申出をされるまでは継続して郵送しております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

○山 根 議 員 山根議員。

②に入ります。

令和6年11月10日告示の市議選においては、選挙人名簿登録者数2万2,082人のうち5,926人、26.8%の方が期日前投票をされていますが、実際の投票者数は1万3,011人ですので、これを期日前投票5,926人は投票者の45.5%、約半分に近い方が期日前投票をされたということになります。

昨年12月の一般質問において、佐々木議員が令和6年の市議選におけるホームページへの選挙公報の掲載日等について質問をされております。

告示日の翌日、11日の月曜日には選挙公報はホームページに掲載されていたこと、また入力した選挙公報は13日の水曜日に各所に設置したとの答弁がありました。

つまり、選挙公報は月曜日以降、日曜日は告示日ですから、月曜日以降はホームページに掲載されており、また、水曜日以降は紙で見れる状態だったということです。

ホームページに掲載された選挙公報を待ち望んでいた市民は多いと思います。期日前投票に向けて選挙公報を見た方がどのぐらいいらっしゃるのか、分かれば伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

山平選挙管理委員会委員長。

○山平選挙管理委員会委員長

期日前の期間に、どのくらいの方が選挙公報を御覧になられたかにつきましては、具体的な把握はできておりません。

なお、市長選挙や市議会議員選挙の場合、告示日、すなわち立候補受付が行われた翌日に、印刷会社により印刷用データが作成され、その後、同日にホームページ掲載用のPDFデータを受領する流れとなっています。

成果品の納品時間にもよりますけれども、通常、告示日の翌日夕方には、市ホームページ上で公開し、市民の皆様に閲覧いただける状況を整えております。

御理解いただきますよう、お願ひいたします。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員

どのくらいいらっしゃるのか分からぬといふところは難しいとは思います。ホームページ掲載の候補については、確認は難しいでしょう。

ただ、新聞折込み、郵送配布については確認できるのではないか

○石 飛 議 長

もう一度お聞きいたします。

答弁を求めます。

大崎選挙管理委員会事務局長。

○大崎選挙管理委員会事務局長

新聞折込みの件数ですが、昨年度11月の市議選におきましては6,400枚の折込みをしております。

で、全体的な数っていうのは、ちょっと把握は、私はできないんですが、市のホームページのほうの閲覧件数っていうのが分かりますので、そちらのほうの件数ですけど、期日前の期間に閲覧された方が2,469人で、実際のところ、延べの数字なので、実際の件数はちょっと分からぬんですけど、期日前投票者数が5,926人の41.66%の閲覧件数となっており、多くの方が関心を持ってホームページのほうを見られているんじゃないかなと思っております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員

もう一回お聞きしますね。

郵送配布、新聞とか、もう見てないからっていうことで住所を言われ

た方には郵送がされてると思います。その人数を教えていただきたいのと、それから先ほどホームページに上げられました2,469人、これについてはホームページにカウントか何かがされて、それでお分かりになつたのでということでよろしいですか。

お答えをお願いします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

大崎選挙管理委員会事務局長。

○大崎選挙管理委員会事務局長

郵送での件数なんですが、各選挙とも90名前後ぐらいが郵送で送らせてもらつております。

そして、ホームページのほうのカウント数なんですが、ちょっとこちらほう、ホームページの制作会社のほうを、ちょっと確認して、カウント数をちょっと調べてもらいました。その件数が、この件数になつております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員

はい、ありがとうございます。

カウント数を聞いていただいて2,469カウントということは、5,926人の期日前投票の方の中で、半分近くの方がホームページから選挙公報を見られた可能性があるということでお聞きしました。

③に入ります。

期日前投票をされる方からは、これまで選挙公報を見て投票したいのに、何で見れないとの声を多く聞きました。そして、令和6年11月10日告示の市議選後においても、選挙公報を見た上で投票したかったという、同様の声を伺っております。

ホームページに選挙公報が掲載されていることが知られていない状況があると考えます。ホームページに掲載された選挙公報の情報は、どのように発信され、さらに市民へ周知されるのか伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

山平選挙管理委員会委員長。

○山平選挙管理委員会委員長

昨年度以前においては、選挙公報のホームページ掲載の周知について、情報発信を行っておりませんでしたけれども、あらゆる媒体を活用して、より多くの方に情報を伝えるために、本年度より市の公式SNSにより周知を行つてあるところです。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員

今年度はかなり新しい試みをしっかりととしていただいて、有権者の方がちゃんと投票ができるように向けて動かされたんだと思います。

情報発信について聞かせていただきたいと思いますが、こういう選挙公報、ここに出てますよという情報発信はいつどこでされるのか。で、

市民周知についても、どういう形で、ここにありますっていうのは、周知に向けた動きをされているのか、伺いたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

大崎選挙管理委員会事務局長。

○大崎選挙管理委員会事務局長

選挙においてのホームページとかの選挙の啓発についてなんですが、各選挙の執行されるたびに、ホームページのほうへ選挙のお知らせの中で、選挙の案内のページを作成しております。

それは1か月前ぐらいになるとは思うんですけど、選挙のお知らせのパンフレットのほうを作成しておりますので、そちらのほうを掲載するというのがまず最初になると思います。

で、隨時各選挙のお知らせについて、隨時計算していってる状態ですが、その中で、選挙公報のほうについては、告知日の翌日、市の選挙で言えば、告知日の翌日にPDFのデータを来ますので、そちらのほうを掲載するところで、ホームページのトップのほうへ、トップ画面のほうへ表示できるように表示はしております。

ただ、見ていく段階ではだんだん、ちょっと下のほうへいってしまうっていう、確かにありますんで、今後についてはトップページのほうに固定の形で掲載できればというふうに思っております。

以上です。

山根議員。

○石 飛 議 長

○山 根 議 員

ホームページのトップに上げられてくださっていると。で、さらには、よく御存じで、本当にトップに上げても、どんどんどんどん新しいものが上にいくので下に沈んでしまうということはありますけれども、それについても考えていただいている、対応をいただいているということで、ありがとうございます。

もうほんと、これは7日間にかかってますので、しっかりと市長も議会もですね、しっかりと皆さんのが投票に行きたくなるように、また行っていただけるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、選挙管理委員会にお聞きしたいことがございます。

ホームページに掲載された選挙公報についての注意事項についてです。

注意事項というものが選挙期間中のホームページに掲載された選挙公報の、このたびは上にですね、大きく記載されていました。このホームページに記載される選挙公報について、知っておくべき注意事項として掲載されているんですけども、どのようなものなのか伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

大崎選挙管理委員会事務局長。

○大崎選挙管理委員会事務局長

選挙のお知らせの中で、ホームページのほうに記載しております選挙公報の注意事項についてなんですが、このホームページに掲載された選挙公報をプリントアウトして不特定多数の方に頒布すること、候補者名、名簿届出、政党等及び確認団体以外の者が、このホームページに掲載さ

れた選挙公報のデータを添付した電子メールを送信すること、また、特定の候補者の選挙公報のみを抜粋して添付した電子メールは送信することっていうことが公職選挙法に違反するおそれがありますよっていうことを掲載しております。

これはあくまでも選挙の期間について、こういうことをされると、選挙違反になる可能性があるということで掲載させてもらっております。

ただ、今、過去の選挙公報のほうも載せておりますけど、そっちのほうについては、別に印刷されても問題はないと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員

もう一つ聞かせていただきます。

○石 飛 議 長

山根議員にお尋ねしますが、項目の選挙公報の配布とホームページの掲載についての、通告では項目でうたわれてますが、それに関連しての質問でよろしいでしょうか。

○山 根 議 員

入っておきます。

○石 飛 議 長

じゃあ、お願ひします。

○山 根 議 員

選挙に、皆さんしっかりとこう目をこちらに向けていただきながら市長選そして市議選、まあ選挙というものにちゃんと意識を持っていたくこと、そういうものに少しでも皆さんのが、なかなか聞くこともできないことですので、今回については選挙公報に向けた声を、動きをですね、知らせていただいて、これから選挙に、候補に向け新たな見方を持つていただきたいと思っております。

何を聞きたいか、あれですが、過去の選挙公報をたくさん、今たくさん出でますね。私もびっくりしました、あんな昔からのがあるんだとね。

何時から何時までという期限があそこまで出されておりますけれども、期限はあるんでしょうか、お聞きします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

大崎選挙管理委員会事務局長。

○大崎選挙管理委員会事務局長

先ほど申しましたけど、選挙公報の過去のものについて、ホームページのほうへ掲載をしております。

こちらは平成28年の市議選以降のもの、それ以上前のものはちょっとデータ自体もうないので、そちらはもうちょっと掲載するのは難しいんですが、平成28年の市議選より後の選挙についての、市の選挙については選挙公報を掲載しております。

で、その選挙公報の掲載期間ですけど、今のところ、特に、これをやめるっていう予定はなくて、このまますずっと掲載を続ける予定であります。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

これで選挙公報の配布とホームページへの掲載については、ほとんど全てにわたって説明をいただいたんではないかと思います。

最後にですね、これは市長にお伺いするようになりますけども、市民にとっても正確で分かりやすい情報、タイムリーな情報、高齢者や外国人など、多様な住民のニーズに対応した効果的情報発信がなされ、市民に周知されることは、対外的にも市の個性や魅力をアピールすることにもつながると考えます。

そういう意味で、今後に向けて情報発信について、どのようにお考えか。

○石飛議長

山根議員にお尋ねしますが、通告外、目的にはつながってますが、一問一答になってないような気がするんですが、突然の通告外の質問になってると思うんですが。

外国人に対するっていうことを、通知ですよね。

市の情報発信についてです。

あるものなら、先ほども一問一答の3項目の流れでいって、今の質問なら分かるんですが、突然に違う方向に行きましょね。

流れの中でですが。

○石飛議長

ああ、そうですか。

○山根議員

はい、そうです。

○石飛議長

ほんなら、このたびは流れの中ということで。

○山根議員

やってもいいですか。

○石飛議長

選挙管理委員会の関係であって、市長に伺うというところも、ちょっといかがかなっていうのが、事務局方の判断でもありますし。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時43分 休憩

午後 3時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長

はい、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長より答弁をお願いします。

藤本市長。

○藤本市長

市の広報全般について、やっぱり市の姿勢として、タイムリーに正確な情報を分かりやすく発信するということであります。

これは常に我々発信する側として心がけていきたいと思っております。

広報誌、紙媒体になりますと、どうしてもタイムラグが出ますんで、タイムリーなことについてはSNSをしっかりと活用して皆さんに欲しいときにしっかりとタイムリーにお送りすることを心がけたいと思います。

選挙管理委員会のほうは、先ほど来報告というか回答されてましたん

で、そちらのほうで真摯に対応されると思いますので、私のほうは市の広報としてしっかりと対応していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 いろいろ疲れさせて失礼いたしました。

これにて、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で山根議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、9月29日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員